

であると考えます。民主党修正案においては、この点につき、法文において「自立的な発展を図るため」として、法案全体の性格を明らかにすべきとしています。

次に、第三十条関係、中期目標の作成に係る部分について申し上げます。

政府案では、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標について、これを文部科学大臣が定めるものとしております。繰り返しになりますが、国は組織から切り離して、各大学の主体的、自立的な発展を期待することにこそ改革のコンセプトを置くべきであり、さらに、おののの大學生が自指すべき将来の姿を最も的確かつ意欲を持って策定できるのは各大学法人自身にほかならないことを考えれば、文部科学大臣が財務大臣と協議の上で目標を定めるなどとする根拠は極めて薄いものと考えられます。民主党案では、中期目標作成主体を国立大学法人等に移すとともに、文部科学大臣に対しても届け出足りるものと修正しております。

次に、国立大学法人等の評価について申し上げます。

評価のあり方については、今回の改革において最も重要な課題を含んでいるのは論をまたないところです。我々は、評価が、文部科学省内の国立大学法人評価委員会及び独立行政法人の大学評価・学位授与機構の手で行われる点に強い問題意識を持っています。これまでの委員会審議等で、評価委員会の構成、中期目標との関係、運営交付金の算定に評価結果はどう反映されるか等々、たび重ねて触れてまいりましたが、今に至るまで、それらについて納得のいく答弁は得られておりません。

我々は、極めて困難な作業が予想されるからこそ、適正な評価を行うためには、有識者の知見はもとより、大学関係者、学生、学会、経済界、各地域あるいは国際的観点など、さまざまな立場から多くの多元的な視点が導入されるべきだと考えます。修正案においては、この点につき、評価委員

会が大学評価・学位授与機構以外の機関にも必要な調査を委託することとし、評価委員会の会議録は公表するものとし、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による国立大学法人の評価を遮断し、さらに、国は、第三者評価の多元性確保のために、学校教育法に規定する認証評価機関に對して必要な資金の確保を行うものとしておりま

す。

以上述べた主要事項のほかに、民主党修正案においては、学長や役員の任命、経営協議会と教育研究評議会の構成や審議事項、国立大学法人が行う業務の範囲等々について、政府案よりもはるかに各大学の自主性を尊重し、おののの創意と工夫を十分に生かしていくための内容を盛り込みました。

委員各位におかれましては、今回の国立大学改革が将来の我が国高等教育の姿を描く上で極めて重要であることにかんがみ、何とぞ本修正案に御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上、終わります。(拍手)

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

○古屋委員長 この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として財務省主計局次長杉本和行君、文部科学省大臣官房総括審議官玉井日出夫君、大臣官房文教施設部長秋原久和君、初等中等教育局長矢野重典君、高等教育局長遠藤純一郎君及び厚生労働省労働基準局安全衛生部長大石明君の出席を求めて説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○古屋委員長 内閣提出六法案について議事を進めます。

○古屋委員長 御異議なしと認めますので、順次これを許します。鳩山由紀夫君。

○鳩山(由)委員 文部科学委員一年生の鳩山由紀夫でございます。現在、民主党に籍を置いております。

一年生ではありますが、実は、この国立大学法人案にはいろいろとかわる仕事をかつてしてきました。というよりも、まず、国立大学を卒業してから、アメリカの大学でマスター・オブ・サイエンスを二つと、それからPh.D.を一つ、その

一大

結論を申し上げれば、本当にこの方向に改革が進められていくのだろうかという懸念を感じるでございますが、総論的な申し上げ方で恐縮であります。

そこで、この法案の成立によって、学生たちはよりよい方向に向かうのか、また先生や教職員は、よりよい研究土壤に本當になっていくのか、その二点、簡潔で結構でありますから、お答えを願いたい。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉をかりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そして、そこにおける教員あるいは学生たちが本来のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやってもらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというような

ことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

して、下手をしてそれが逆に暗くなるというよう

なことは絶対してはならないと思います。

○遠山国務大臣 今回の国立大学の法人化によ

てねらいとしているものは、鳩山委員のお言葉を

かりれば、まさに大学を明るくし、潤達にし、そ

して、そこにおける教員あるいは学生たちが本来

のすぐれた教育あるいは特色ある研究をやって

もらいう、そして、社会からもその存在意義を認めら

れています。方向としては、まさにそのた

めに私どもとしてはやっているわけでございま

指導方法の改善が行われる、あるいはスクーデントサービス内容の充実などによって学生の視点に立った教育というものが従来以上に実現されるようになる、またそうでなくてはならないと考えております。

私たちとしましては、今委員のおっしゃいましたよなことはまず第一に守るべきこととして、心して対応してまいりたいと思います。

○鳩山(由)委員 今大臣がお話しされたとおりであります。

あるんですが、そうなるかどうかということを一つ具体的に申し上げていかなきゃならぬと思います。

すなわち、大臣のお話しされたことで正しいと思うのは、なぜ大学が暗いかといいますと、本来持てるはずの能力を、大学を構成している人たち、それは教職員も学生も含めてあります、が持てる力が十分に引き出されていらない、それをいかに引き出すかということで、そのためには改革があるんだというふうにお話がありました。

それでは、一つ伺つてまいりますが、例えば、学生にとって一番心配なのはというか、私は自分で大学になりましたときに感じたのですが、学生に頑張りがない。なぜか。一言で簡単に言えば、受験戦争に明け暮れて、受験戦争の申し子のような形で、まあ勝ち組なのかもしれないが、それによつてしまつて、もう大学に入つたら目的が達せられた、数年間は遊んでやれと。それも必要なことだと思いますが、また、四年になる

ように疲れてしまつて、本気でまじめに大学生活を送つてゐるのかどうか。

私は、アメリカに参つたときになつたからびっくりしたのですが、寮に戻りますと、もう彼ら学生たちは、食事が終わつた後、夜中の一時、二時ぐらいまで、部屋はあけ放しですが、机に向かつて学も、かつての大学もそうですが、頑張りがないと

いう意味においては変わらないんではないか。そういう意味で、例えば受験地獄のようなものに対してこの法案は何らかの意味を持つものかどうか、お尋ねをしたい。

○河村副大臣 鳩山先生御指摘のように、我々もまたそういう思いを同じように抱いておるわけでありますし、日本の大学は変わっていかないかなきゃいけぬと言われるのはまさにその点にあるのではないかというふうに思います。

これは、国立大学、私学ともにそうありますけれども、大学の授業そのものに魅力を感じるとかぬと言われるのはまさにその点にあるのではないかというふうに思います。

ななものになつていかなきゃならぬと思いますが、教える側の教授陣といいますかそういう方も研究重視、ややもするとそういうことで、いわゆる学生に対するいい意味でのサービスといいますかそういうものが欠けているのではないかという批判もあります。そういうものを、今回の大学法人化によって、一つの契機として、これを一つの刺激剤として新しく生まれ変わつていかなきゃいかぬ、こう思つておるわけでございます。

そういう意味では、各大学がそれぞれ独立の形をとつていくわけですから、もっと国民の前にもずっと開かれた形になって、これまでの文部科学省の中についた組織が出ていく、それに大学がいわゆる特色を出して、学生に対しても競争関係も生まれる、そうすると、どこの大学がいわゆる特色を出して、学生に対しても競争関係も生まれる、そうすると、どこの大学がいわゆる特色を出して、学生に対しても競争関係も生まれる、そうすると、どこの大学がいわゆる特色を出して、学生に対しても競争関係も生まれる、そうすると、どこの大学がいわゆる特色を出して、学生に対しても競争関係も生まれる、

○鳩山(由)委員 そうなつてほしいものだという意欲の表明ではあります、今河村副大臣がお話をされましたように、では例えば、入り口、出口論というお話をされましたけれども、もうおわかりでしょうが、今までは、入り口は厳しく、入つた後は、出口はもうあけつ広げである、入つたら出られる、そういうような大学であった。それがこれからは入り口は、間口はできるだけ広くする、しかし出口は厳しいですよ、

また、そういうことがやりやすくなる。例えば、学部一つづくるにしても、今までは文部科学省の仕組みの中で一つお伺いを立てるといいますか、また、文部科学省もそれを指示するといふうな関係があつたわけございますが、そういうものが非常に自由にやれるようになつていくといふうな意味においては、変わらないんではないか。なぜこ

う面で、それぞれの大学がそういう意識を持つてもらえるんぢやないか、このように私は思つておるわけでございます。

もちろん、一般に言われているように、大学生に対する入り口、出口論ですね、今の受験戦争のこと、これでもうほつとしちゃって、ある意味ではほつとするのか、疲れてしまつのか、十分勉学していない。最近の先生方の話を聞いても、静かだと思つたら携帯でメールを打つて、でなきや寝ている、こう言われる酷評もあるわけでございまして、それをいかに今後活性化するかといふことが私は大学の大きな使命だ、こう思つております。

そういうものが今回の法人化によってまさに改められ、活性化していくということを大いに期待しておりますし、またそうなつていかなきゃならぬ、こう思つておるわけでございまして、そういう学生中心の大学運営というものを十分心がけていただける、そのための法人化である、このように考えておりますし、また、学生からもそういう意識で、学生の授業評価等々も大いに入れていくという方向でやつていくわけでありますから、必ずや大学の活性化につながる、このように確信をいたしております。

○鳩山(由)委員 そうなつてほしいものだという意欲の表明ではあります、今河村副大臣がお話をされましたように、では例えば、入り口、出口論といふお話をされましたけれども、もうおわかりでしょうが、今までは、入り口は厳しく、入つた後は、出口はもうあけつ広げである、入つたら出られる、そういうような大学であった。それがこれからは入り口は、間口はできるだけ広くする、しかし出口は厳しいですよ、

また、そういうことを申し上げるかといふと、こちらに肥田委員もおられます、私もいろいろと、きょうも多くの傍聴の方が来られています。山大臣が、学生の立場に立つて、学生の視点から意見もいただいていますし、また、文科省を中心として前向きな御意見もいろいろと聞かせていただきています。ただ、抜けているのは、先ほど述べたとおり、

もちろん、一般的に言われているように、大学生に対する入り口、出口論ですね、今の受験戦争のこと、これでもうほつとしちゃって、ある意味ではほつとするのか、疲れてしまつのか、十分勉学していない。最近の先生方の話を聞いても、静かだと思つたら携帯でメールを打つて、でなきや寝ている、こう言われる酷評もあるわけでございまして、それをいかに今後活性化するかといふことが私は大学の大きな使命だ、こう思つております。

そういうものが今回の法人化によってまさに改められ、活性化していくということを大いに期待しておりますし、またそうなつていかなきゃならぬ、こう思つておるわけでございまして、そういう学生中心の大学運営というものを十分心がけていただける、そのための法人化である、このように考えておりますし、また、学生からもそういう意識で、学生の授業評価等々も大いに入れていくという方向でやつていくわけでありますから、必ずや大学の活性化につながる、このように確信をいたしております。

そこで、今河村副大臣がカリキュラムの話をされました。私もスタンフォード大学のときは、大学に入った瞬間にこのぐらい分厚い電話帳のようなカリキュラムの本を一冊もらいまして、その中で、自分がどういう方向に進みたいかということで、極めて細かい、きめ細やかなカリキュラムの指導がありました。こういうことが今まで必ずしもなされていないで、ややもすると、教授、教員の方々の関心のある分野はかなりカリキュラムは細かいけれども、そうではないところは完全に抜け落ちたりしている。すなわち、学生の立場に立つたカリキュラムになっているか、学生の立場に立つていいない、ある意味で教職員の興味の範囲の中でのカリキュラムになっているか、これは結構大きな違いだったと思っていますが、これは、

それでは正しい方向に是正されると見てよろしいんでしょうか。

○遠山國務大臣 様お答え申し上げますけれども、先生は今シラバスのことをおっしゃっていると思

いますが、今や国立大学、私立大学を通じて、大學側が、そこで行われる授業について、詳細にわざる授業内容あるいは試験のやり方あるいは参考資料等について、すべての教員が年間の計画を立てて、学生に入学と同時に、あるいは学年の始まりと同時に、あるいはその前に示すというの

通常の常識になっております。これはもう一九九〇年代の大学改革において、学部教育の充実といふことで真剣に取り組みが始まっております。ですから、私は、そのような大きな改革が既に行われている、それをさらに加速するということだと思います。

それからもう一点、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思いますが、委員が冒頭におっしゃいました、日本の大学は暗いという御印象につきまして、私は最近非常に興味深い話を聞いたことを思い出します。といいますのは、それは非常に国際的にも活躍をしている若い研究者あるいは教授でございますけれども、その人の話では、日本の大学の一番の問題は、教授たちあるいは助教授たちがいろいろな大学の雑務に追われ過ぎている。アメリカの場合は、それがきちんと分業体制をとっていて、教員の中で、アドミニストラティブなことをやる、あるいはリサーチ・アンド・エデュケーションなことをやるというふうに明確に区分している。そのところが、新たに法人化されば非常に日本もそういう大学の意思によってそれができるようになるということで、大変期待しているという話を聞きました。それはまさに、学生たちのためにそういうふうでありたい、自分たちのためにもそうでありたいという一つのサジェスチョンであると私は聞きました。

○鳩山(由)委員 多少話を、別の視点から同じことを申し上げたいのですが、私もかつて助手を東工大時代、四年半務めておりました。私の息子も

今春から助手になりました。お父さんと言われて、助手は正確な専任教員としての身分じゃないようだよという話を聞きましたが、それはどうな

どであります。

○遠藤政府参考人 国立大学の場合で申しますと、助手につきましては、正式の教員、常勤の教員という位置づけになっております。ただ、学校教育法上、助手の職務としては、教授の職務を助けるといったような規定になつておるということ

でございます。

○鳩山(由)委員 ただ、いろいろと大学設置基準などを調べてみると、助手という立場は、今お話しありましたように、教授あるいは助教授の演習、実験などを手伝いするみたいな話で書かれておりますが、純粹な意味での専任教員の枠に入つてないのではないかと改めて指摘を申し上げておきます。

そんな身分のことよりも、私が申し上げたいことは、実は、こう言うと語弊があるかもしれません、教授よりも助教授、助教授よりも助手が勉強しています、研究しています。彼らは大変能力があります。そういう能力が必ずしも学内で、いわゆる子供たちに、学生に教育を与える、施すという意味において十分に助手という大変な財産が使われていないのではないか、そのところを大変心配をしておりますというか、大変もったいない話ではないか。

私が申し上げたいのは、カリキュラムを細かく書いてありますということではなくて、むしろ、私などは、アメリカに行ったときには、日本人で書かれてありますと、その山に登れるようになりますから、外國の留学生であります。その留学生に対する限りの中ではありますけれども、自由にできるようになるということです。しかし、今回、明確に制限として、そういういろいろな教職員の仕事の分担、あるいはだれかに特定的に授業時数を減らすだけの、あるいはサバティカルを設けるだけの、それは認められた六年間の人的あるいは物的な制限の中ではありますけれども、自由にできるようになるということです。つまり、まさに大学の運営の中ではありますけれども、それは、認められた六年間の人の、何がよい教育かについての真の認識がないので、どうも教育を評価をしようという発想になると、学生たちにいい思ひをさせたい、学生たちに喜んでもらいたいと思つて、ペフォーマンスに走りがちだということが書かれています。そしてまた、教育の本質といふものが現実には非常につかみにくいもので、教

んが、本来は一番彼らが学生に接していて、そして学生の気持ちもわかつて、一番研究をしているところがこれからひびき大学改革の中でも特に国立大学の法人化の一環の中で十分に施されていかれるよう強く期待をしておきます。よろしいですか。

○遠山國務大臣 御指摘の点は本当に大事なことだと思います。

大学側が、大学人がそういうふうな助手の使い方、あるいは講義のときに助手も十分その能力を発揮できるようにチャンスを与える等のことは今でもできるわけでございますが、どうもその根底には、国家公務員ということできまざまな規制があるということから、あるいはそういうのではなかという前提があつて不作為が生じていることがあります。しかし、今回、法人化によって、そういうことが全く規矩もなく、制度的にも各大学が自由にできる。例えば、若い人で本当に優秀な人には、私は、大学によってはサバティカルを与えて外國に行くなりあるいは研究をするなり、没頭させることもできると思います、助手なり、助教授なり、教授の中でも。そのようなことがこれからもっと自由にできる。

今までだってやろうと思えばできるのですが、何らかの制限があるという前提のもとに不作為であつたと思います。しかし、今回は、明らかに制度として、そういういろいろな教職員の仕事の分担、あるいはだれかに特定的に授業時数を減らすだけの、あるいはサバティカルを設けるだけの、それは認められた六年間の人の、何がよい教育かについての真の認識がないので、どうも教育を評価をしようという発想になると、学生たちにいい思ひをさせたい、学生たちに喜んでもらいたいと思つて、ペフォーマンスに走りがちだということが書かれています。そしてまた、教育の本質といふものが現実には非常につかみにくいもので、教

が、まさにこれからは大学自体の対処の仕方といふものが問われてくる時代になると思います。

○鳩山(由)委員 それでは、それに関連して、教育と研究に対する評価の問題に關してお伺いをしたい。

私は、大学の役割というのは、研究以上に教育に重きを置くべきである、これは持論なんですが、そう思つております。なぜならば、本当に研究をしてそれを世の中に、あるいは産業などに役立てたいと思えば、そちらの方向の方が、いわゆる民間の研究所の方がはるかに予算的にも潤沢でありますだけに大きな仕事ができる仕組みになつてはいるはずです。そういうことを超えて、むしろ大学には基礎研究のようなものをじっくりと行う、予算是それほど潤沢ではないけれども、それだけに基礎研究などを十分行ながら、しかしそれ以上に教育に、子供たちに、未来の日本を背負う子供たちが生まれるように指導していく役割に立たないと思えば、そちらの方方が、いわゆる民間の研究所の方がはるかに予算的にも潤沢でありますだけに大きな仕事ができる仕組みになつてはいるはずです。そういうことを超えて、むしろ大学には基礎研究のようなものをじっくりと行う、予算是それほど潤沢ではないけれども、それだけに基礎研究などを十分行ながら、しかしそれ以上に教育に、子供たちに、未来の日本を背負う子供たちが生まれるように指導していく役割の方が、はるかに私は大学の教員としての役割が大きいと思います。

育の評価をするのに相当なコストがかかり、教員の士気も大変に下がり、結果として時間のむだ遣いになっている。少なくともオックスフォード大学、英國においては教育の評価というものはうまくいかなかつたというふうに佐々木総長に述懐をされております。

こういう状況の中で、日本は、おくればせではあります、教育に対しても評価をしようといふ。そこで、同じように教員の士気が破壊をされ、時間のむだ遣いにならない手だてというものをお考えなんでしょうか。

○遠藤政府参考人 従来から、大学においては、研究を第一に考えて、教育の面がおろそかになっているんじゃないか、こういう御指摘があるわけございますが、近年では大学、短大への進学率が五〇%になつておりますし、大学だけでいいましても四〇%ということで、やはり大学の第一の使命は、御指摘のように教育である、こういうことで、どこの大学でも、今や教育の質をどうやって上げるかということに力を注いでいるということがあるわけでございます。

確かに教育の評価というのは難しいわけでございませんけれども、その中でも、いろいろな取り組みの一例でございますけれども、教員の教育面での業績評価ということを大学自体が行う、そういう大学もふえ続けておりまして、私どもの統計で見ますと、もう百三十六大学で、大学の約二〇%ぐらいになりますけれども、そういったような取り組みも行われておりますし、学生による授業評価、これも功罪いろいろあるかと思いますけれども、これも大体もう八割近い大学が行って、そういう学生の声を教育をよくする一つの手だてに使おう、こういうことでいろいろな取り組みもなされておるわけでございます。

ちょっと御質問の趣旨と少し外れるかもしませんけれども、例えば、私どもの取り組みといったしましても……（鳩山（由委員）簡単でいいです」と呼ぶ）教授の資格ということでも、今までには教授の第一の資格というのは教育研究の能力という

ことでございましたけれども、平成十三年に設置基準を改正しまして、教授の第一の資格は教育上の能力である、学生にきちんと教育ができる能力である、それがまず教授の第一の資格だという設置基準の改正もしております、これからはやはり大学では教育が第一ということだろうと私どもは思つておるわけでございます。

○鳩山（由）委員 何か、教育は大事だという意欲だけはおっしゃったんですが、現実問題として、結果たしてそれで教育の評価というものが十分にできるのか。少なくとも、今お話を伺つた限り、私も三十数年前にアメリカで教育を受けたときに、は、試験の最中に先生が姿を消して、先生の評価をここにしなさいという、これをやるとみんなまだはじめに書くんですが、日本でやつたらまともに書くだろうか、いい点をくれる先生はいい評価をするみたいな、そんな話になるんじゃないか、非常に間違つた方向にならなきゃいいがとうわさをしてた覚えがあります。

必要なやり方だとは思ひながら、現実に果たして日本の風土に合うか合わないかということは、イギリスでもうまくいっていない中で、果たして日本で教育が正しく評価をされるか、私は改めたいと思いますけれども、その中でも、いろいろな取り組みの一つでございますけれども、教員の教育面での業績評価ということを大学自体が行う、そういう大学もふえ続けておりまして、私どもの統計で見ますと、もう百三十六大学で、大学の約二〇%

そこまで、このルーカス副学長がお話をされるのはフェルマーの最終定理の話でありまして、フェルマーの最終定理は、河村副大臣、御存じですよね。Xのn乗+Yのn乗=Zのn乗というこのX、Y、Zが整数解があるかどうかということは、これはアンドリュー・ワイルズさんという方が九五年に解答を見つけたわけであります、n=2の場合は簡単なんですよ、三、四、五といふピタゴラスの定理がありますから。しかし、フェルマーの最終定理はnが三以上のときには実は整数解はないという、これをワイルズさんは十二年から十五年かけて解いたんです。いちばんこなればかりやつていた。これをやつて、ではどういう評価がされるのかどうか、学術的にどういう意味があるのかというのは私にもわからないところはありますが、しかし、有名なフェルマーの最終定理を解いたわけですね。

それから、時間がなくなつてしまりましたが、研究の評価といふものは教育ほど難しくはないのかもしれません。ただ、それでも、先ほどのルーカス副学長は幾つかのことを話されて、結局、評価期間中にプロジェクトとして答えが出せないようなプロジェクトはどんどん消えてしまつてゐるんだ、すなわち、中長期的な目標というものがなかなか立てられない。一言で言えば、野球でいえば、ヒットを打つ人間は好まれるけれども、大き

なホーリーホームランをたまに打つようなバッターは余り好まれない。論文の評価、例えば、これは先週で泰三さんが、学術の評価は簡単なんだ、なぜなら私は、やはり学術の研究の中に人間の福祉向上にすぐ役立つようなもの、そしてそれは未来のこととにかくけて時間がかかるものであるということも理解を求めていかなければなりません。ある程度いって結果が出なかつたらそれで切るというよりも、これは未来にかけても

ば論文数など数値で評価できるから、こういうふうに簡単にお話をされていますが、私は、これは事実ではない。論文というものの数が多ければ多いという話じゃなくて、今申し上げたように、やはり大きな仕事をやるには時間がかかる、そのことを認識されて、ある意味で大学というのは研究においてもリスクというものを国内で唯一とれるところではないか。研究機関だとなかなかリスクを負いにくいですが、研究において、もし失敗したとしてもということでもリスクを負えるところが大学であつて、それが例えれば六年間に評価が出来ないというふうにわからない人から烙印を押されたらまたものじゃないな、そんな思いがあります。

私は、今の定理を残念ながら鳩山委員ほど詳く知らない、名前を聞いたことがあるぐらいのことでお恥ずかしい次第であります。私は、やはりそういうものをきちっと評価をしていく知識とか、そういうものが欠けていくことになるんではないか、こう思つておりますので、今先生の御指摘をまつまでもなく、私は、小柴先生のお話を聞いて、やはりそういうこともきちっと位置づけていきたいと、まさに人類が求めしていく知識とかそういうものが非常に大事なんだという思いを抱いております。

そういう意味で、評価の仕方はいろいろあるのですが、特に今重点を置かれているのは、COEやなんかの評価を今からやるわけであります、各大学、いろいろな要望が出ておりますが、それも一個人が何か卓越した研究をしているといふことも大事なけれども、それを組織全体で、まさに助手のお話をありました。それで、そういう方々と一緒にになって取り組んで成果を上げているかどうか、また期待が持てるかどうか、そういうことも評価しようということで、そういう意味での評価をきちっとやらなきゃいかぬと言つておるわけでございます。

そういうことの総合的な中で評価されるということも大事だらう、私はこう思つておりますが、今鳩山先生御指摘のようなそつした研究というものが、そしてそれは未来のこととにかくけて時間がかかるものであるということも理解を求めていかなければなりません。ある程度いって結果が出なかつたらそれで切るというよりも、これは未来にかけても

やらなきゃいけないことであるという、その価値観といいますか、そういうものをやはり評価機関の中できちっと認めていく。評価機関等々に置かれる学者の先生方もそういう意識は持っておられるんだろうと思いますが、文部科学省もそういうことをきっちりと位置づけていく必要があるうといふふうに感じております。

ということ、まことにそうで、本当にそうやって
いただからきやならないんですが、現実問題とし
て、私もかつて科研費というものを審査したこと
が下請であるんですが、下請なんてやってはいけ
ないのかもしれません、わからぬですよ、現
実問題として。見たことも聞いたこともないよう
な分野に対して、一日の間で電話帳みたいに厚い
ところから三つぐらい優秀なものを選んでくれと
言われてもさっぱりわからないから、いいかげん
にマルをつけましたけれども。まずいかな。
そのぐらい、本当は研究の評価、少なくとも独
創的な評価ほど難しいんですよ、評価するのは。
それを一律にというか、こういう機関ができるよ
うにしたいと言つても、私は非常に不安でして、
逆に、今までのよう自分信念で自由に勉学
をあるいは研究をしたい人たちに自由にやらせた
方がよほどよい結論が得られるのではないかとい
ふうにあえて申し上げておきます。

いろいろと申し上げたいことがあります。それで、文部大臣をかつて経験された中曾根元総理は、失礼しました、中曾根元総理は文部大臣をなさっていませんですね、御子息はされていますが、文部省の不要論というのをそのときにお話をされていました。その話はきょうは遠慮しておきますが、ある意味で、今回、例えば中期計画などというものも、文科大臣がしっかりと判断を押さなきやだめだというようなことにしておるのはよしになつた方がいい。これは、介入することはろくなことじやない。

育の風土というものがより暗くなるばかりだ。なぜならば、学長や、あるいは教職員の方が、失礼な言い方を省みずに対し上げれば、文部科学省の普通のお役人さんあるいは文部科学大臣よりも、本来、学長の方がそのことに関しては頭がよくて見識があるはずなんですから、だから学長をやつておきたいわけでしょう。ですから、彼らの自由裁量で目標を立ててやらせねばいい話で、そこに判断を押さなきゃいけないというような介入は、決してろくな結果を生まないのではないか、私はえんてそのことを申し上げておきますが、御返答は結構でございます。

最後に私が申し上げたいことは、実は、平野委員方の質問の中で、労働安全衛生法あるいは労働基準法の問題に対してもいろいろと尋ねたところ、答弁が、どう考へてもはつきりしない、つまりでありますみたいな返事であった。そこで確認をしておきたいと思いますが、この国立大学法人法案が通ったとして、その後適用されるようになつて大学が違法状態に置かれるということは決してありませんねと、そこは確約していただけますか。

○大石政府参考人 現在も国立大学においては、当然、安全衛生の面で種々御配慮いただいているというふうに伺っております。特に労働安全衛生法に準拠した形で人事院規則も設けられておりますので、もし来年の四月一日で違法状態ということは、恐らく現在においても何らかの問題が生じているということになるわけでございますので、その意味では早急な整備というものををお願い申し上げたいというふうに思います。

来年の四月一日現在で労働安全衛生法の適用と、いう形に変わった場合に、それに至るまでの間で私どもとしてもできる限りの御協力をいたしたいと思います。

これまで、各大学から、私どもの出先機関、地方の都道府県の労働局でありますとか、あるいは災害防止団体等にも、大学の意識も非常に高まっておる関係か、いろいろなお問い合わせをもらいたいでおりますし、あるいは、大学でまとま

て勉強会を開くのでそこに戸講師に来てほしい、こんな話があつたことも報告を受けているところでございまして、来年の四月に向けて順調に作業が進んでいるものと理解しております。

○鳩山(由)委員 それは大石さんとしては、安全衛生部長の立場からはお願いを申し上げたいという話であります。それがむしろ、文部科学省としても、絶対大丈夫です。予算もついていますといふ話にならない限り不安というものは消えないわけでありまして、一昨日の平野委員の質問に対しても、平成十四年度の補正と十五年度当初予算で合計一千六百億円がついているという話がありましたが、これは国立大学の施設緊急整備五年計画の三年目の関係の費用であって、その中の老朽施設の老朽改善対策費が一部充当されるという話であるわけですから、その老朽改善対策費の中で、まさに百六十九機関の実験施設の中で五百十六機関も改善点が指摘されている、これが全部改善をされ、法的に万事十分になるというふうに、これは来年の四月一日までにならなければいけないわけであります。そこで部分に対しても、文部科学省としては、大丈夫ですとここは太鼓判を押せるんですね。もう一回伺いたい。

これは、法律なんかを見てみますと、健康安全部管理体制なんかで産業医等々も置かなきゃいけない部門も出てまいります。そういうことについても既に調べてありますし、例えば、東京工大に医者がいるのかということですが、保健管理センターにきちっと資格を持った者がいるというふうなことも調べてあるわけでございます。

そういう意味で、特に、化学物質を使う建物がたくさんあるわけでございまして、そのうち改善を要する建物がどれだけあるということもわかつておりますので、そういうことについてもきちっとした対応をさせてまいります。

○鳩山(由)委員 きちっとした対応が本当にこれでいいのですから、どうもそこのところ……。

それでは、河村副大臣あるいは文部科学省、百六十九機関の実験設備のうち百五十六機関で改善点が指摘されたと。これは文部科学省が調査をしましたわけですね。すなわち、三万八千室の化学実験施設のうちの三分の一の一万三千室がおかしかったというわけでありますから、これを全部、文部科学省としては調査をされているのであれば、当然幾らぐらいのお金がかかるかということとも調査をされているはずであります。改善するためにどのぐらいの額が必要なのか。これはきちっと見てみせんと、我々として、最終的に国会議員として法案を通した、結果として、一年たってみたら法律に矛盾している、違法的な状態になつたということになれば、当然、国會議員としての資質が問われる話でありますから、これだけは断固として我々とすれば許すわけにはまらないわけでありますから、ぜひ、この部分の資料は今直ちに提出いただけますか。

○萩原政府参考人 お答えいたします。

昨年、通知を出してしまって、現状を調査し、改善対策を立てるようにと、ということを言っておるわけでございますが、今現在、その所要額をつかんでおりません。一昨日の石井委員のときにもお話ししたわけでございますが、大至急、その数字を把

握しまして御報告をさせていただきたいと考えております。

○鳩山(由)委員 その額がわからないで、来年の四月までに、法律に対し違法状態にはならないと断言できるわけないじゃないですか。おかしいでしょう、皆さん。単純に考へても、私の頭でもこれはおかしいとわかるわけあります。

それでは、もう時間がなくなつてしまりましたが、これはできるだけ早い時期に、少なくとも参議院でまだこれから審議することになるわけですから、本当は衆議院でもここで扱つていただきたい話ですが、できればきょうじゅうに、本来ならば、我々が賛否を決める前に資料というものを提出していただきて、それで、ああ大丈夫だなと。我々、国会議員として法を犯すようなことはやらないです。

そういう話じゃなくて、きちんとこうやっていても、今調べている最中ですなんというのは冗談です。それで、この部分、河村副大臣が補正予算をつくると言うのなら、補正はどのぐらい立てるということになつていているのかなっていないのかというところも含めて、きちんと我々に説得をしていただかなければ、これは当然認めるわけいかぬじゃないですか、国会議員として。そうでしょう。

ぜひ、このことをお取り計らいいただきたいです、一つだけ確認をしてまいりますが、それは……

○古屋委員長 鳩山委員に申し上げます。

質問時間が過ぎておりまして、大臣が参議院に出席がございますので、よろしくお願いします。

○鳩山(由)委員 わかりました。一言だけ申し上

院規則ですか、それに違反しているわけでございませんから、早急にこれは直すべきものでございました。

議院でまだこれから審議することになるわけですから、本当は衆議院でもここで扱つていただきたい話ですが、できればきょうじゅうに、本来な

らば、我々が賛否を決める前に資料というものを提出していただきて、これで終了します。

ありがとうございました。

○古屋委員長 午前十時四十五分から委員会を開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時五十五分休憩

午前十時四十六分開議
質疑を続行いたします。松原仁君。

○松原委員 民主党の松原仁であります。

国立大学の問題であります、今議論がされ

ます、それで、この部分、河村副大臣が補正予算をつくると言うのなら、補正はどのぐらい立てるということになつていているのかなっていないのか

というところも含めて、きちんと我々に説得をしていただかなければ、これは当然認めるわけいかぬじゃないですか、国会議員として。そうでしょう。

○遠山国務大臣

わざわざお聞き計らいいただきたいで

すが、この対策が終了しないで違法状態が生じたときには、当然、この法律自体、施行できなくなりますから、凍結しますね。そこはよろしいですね。

は、大正七年の大学令の制定によりまして私立大学が設置されるようになりますまで、大学は、帝

国大学や官立大学のように国が設置するもののありまして、高等教育の中心として国家権要の人材の育成といった使命を担つてまいりたところ

でございます。

戦後は、大学だけではなく、実務家養成を担つていた旧制専門学校等も統合して、昭和二十四年に全国七十校の新制国立大学が発足いたしました。そして、私立大学も拡充いたします中で、国公私立の大学が、それぞれの設置形態のもとで役割を分担しながら、教育研究水準の向上と、それから全体としての多様かつ特色ある発展を遂げてきましたところでございます。

このうち、国立大学はどういう役割かという点で考えてみると、今日まで、日本の学術研究と研究者養成の中核を担つてきたこと、そして、政策というふうな中で、官営工場がつくられましたわけですが、そもそも、国立の大学が、日本の場合は、特に明治維新以降、富国強兵とで考えてみますと、今日まで、日本の学術研究と研究者養成の中核を担つてきたこと、そして、政策というふうな中で、官営工場がつくられましたわけですが、なぜ国立大学がつくられたのか、これに関しては、きちんとそれに対し

たか、これに関しては、きちんとそれに対し政策というふうな中で、官営工場がつくられましたわけですが、なぜ国立大学がつくられたのか、これに関しては、きちんとそれに対し

たか、これに関しては、きちんとそれに対し

こしをしているわけではありませんが、明治のときにできた原点は国家有為の人材をつくる、私立大学ができた段階で国立大学と私立大学の相違点と、そのは一体どこに求めるのかということです

ね。それを端的に教えてください。

○遠藤政府参考人 現在、国公私立大学があるわけでございますけれども、その国公私立大学が現在ではそれぞの設置形態のもとで役割を分担しています。

ながら、教育研究水準の向上と全体としての多様かつ特色ある発展を遂げている、こういうことでございます。

特に国立大学につきましては、今日まで我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うとともに、全国的に均衡のとれた配置によりまして、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生に経済状況とで考えてみますと、今日まで、日本の学術研究と研究者養成の中核を担つてきたこと、そして、政策というふうな中で、官営工場がつくられましたわけですが、なぜ国立大学がつくられたのか、これに関しては、きちんとそれに対し

たか、これに関しては、きちんとそれに対し

た

○松原委員 私は、発現の仕方として、そういう
仕方として、私が申し上げましたようなそういう
発現の仕方になってくるだろう、こういうふうに
思つております。

いうことによって設立されるものとは極めて違うわけでござります。ただ、大学という角度から申しますと、それは共通の点も、もちろん同じ点があるわけでございます。

○松原委員 私は、今の答弁というのには極めて大
事なことだと思うんですよ。国立大学は日本の國
の意思を体現するんだと。私は、國家の意思とい
うものを体現する、これは大臣は何げなく答弁を
したかもしませんが、極めて重要な答弁だと
思つておりますし、それは大事なことだ、むしろ
その部分は評価をしたい。

ただ、そのことに関してのきっちりとした、例え

我々の日本にとってどこまで国立大学が貢献するのかということを問う観点から、当然、今回新しい法案は精査されなければならないと思っていりますから、今おっしゃった部分の議論からいくと私は不十分だと思います。ただ、国家の意思ということをおっしゃった部分については、私はそれは大事なことだ。国家の意思が何なのか。この大学において、私立と違うんだから、税金を使って

○遠藤政府参考人　さつき言いましたような発見
発見になるというのでは——何、違うの、では
もう一回答弁して。

は何であったのかといいますと、先ほど申しましてように、総括して言えば、日本の高等教育の其盤内は、あるいは中核内は幾んど果こすというふ

は明治維新のときだつたら富国強兵、そういう一つのスローガン的なものもあつた。だから、今の国立大学は日本の國益に対してどの部分で貢献す

いるんですから、まあ私立も使つていいるけれども、これをどういうふうにやつっていくのか。例えば、いろいろな新産業分野において、海外に負け

申し上げたわけあります。

ますと大学院の研究というものが重要ななるわけ
でございますけれども、大学院について申せば、

てしまうかもしれない。やはりそれをもつと明確に、例えば国際競争力を持つ産学協同を行うといふのだったら行うと言つて結構ですか、それを

日本の大学についての評価というのにはさまざま
な評価があるわけですが、ゴーマン・レポートと
いうのがあって、ゴーマン・レポートの評価とい

の場合は極めて自由なそれぞれの、自由といったら国立大学も自由は自由なんだけれども、国立というからには、特に私立大学もこれだけ存在する

いたしますし、また特に理工系の場合には、修士課程で全体の六六%、それから博士課程で八五・九%

大臣、答弁してください。
○遠山國務大臣 これは、すぐれた人材の育成、
教育、そして先端的あるいは特色ある学術研究を

うのは大分下の方に評価をされているわけであります。この評価について、これはちょっと余り相手にする必要がないというふうなことを言う人があ

てきちつとした明快な国立大学の目標、これを設

も、高度な学術研究の推進を行うというのが一占
いざいます。

も同じながら、社会に対する大学としての役割を果たしていく、そこに大きな国立大学の使命がある

以上言わないということは、それを知っているて何も言わないということは、それを知っている以上言わないということは認めたと同じなんだか

この目標は、今回は単純にかかる費用を軽減したい、これが目標なんですか。

「ござりますし、先ほど申した、高度な学術研究の推進とともに、理工系人材については、社会の

もちろん私立大学におきましても、教育研究、そして社会貢献というものが大事な要素でございま

しているのかどうか。ちょっととこれを教えてください。

お答えさせていただきますけれども、先ほど、設置形態がただ國立・公立・私立だけではないかとおっしゃいましたけれども、実はこれは大変な意味がござります。

の割合を受け入れるということにおきまして社会に対する責務を果たしているわけでございます。地域の活性化への貢献あるいは大学教育の機会均等に貢献するということで、国立大学は学生

を投入して設立し維持する以上は、私は、大学としては工場とか企業とは違いますから目に見えた利益を生むというような角度では絶対論じてはならないとは思いますけれども、教育研

私ども、やはり、評価が出た以上、それはその低い位置づけにされておりますし、御指摘のようにゴーマン・レポートに対するいろいろな評価もあります。

行われるものでございまして、その設立あるいは廃止といいますものは、この国会にお諮りをして決めるわけでござります。それは私立大学が、学校法人の自発的な意思によって認可を申請してきて、そしてそれを客観的な審議会にかけまし

でございます。私立の場合は三大都市圏に七六%あるわはねのとれた配置をもつて、しかも学部間における授業料に差を設けない等の勉学の機会を与えるなどの使命を持っていると私は考えております。

立大学としては担当べきだというふうに考えます。
○松原委員 それは工場ではないわけですけれども、しかし、私は、やはり今の日本の特に国益と社会に役割を果たしていく、その中核部分を国あるいは社会全般としてのものを追していかなければなりません。

評価が果たしてどこまであわらのかどうかはありますけれども、やはり謙虚にそういう点は受けとめる必要があると同時に、また、いろいろな、ゴーマン・レポート以外の日本の大学に対する評価もあるわけでございまして、例えば論文の引用回数といったような、最近新聞にも出ており

平成十三年度の状況ということでいうと、世界の論文被引用回数における我が国の占有率が九・二%で世界で四位だったといつたいろいろな評価があるわけでございます。そういういろいろな評価を受けとめながら、いい方向に持っていくというのが大事なことだらうと思っております。

○松原委員 私は、謙虚に受けとめるというふうにおっしゃると何か日本は格好よく聞こえるかも知れないけれども、別にそれは謙虚に受けとめなくてもいいと思うんですよ。ゴーマン・レポート、おかしいじゃないかと言い返すべきですよ。それは、自分の学問分野が海外の研究機関によってそういう非常に低い評価になつたとき、謙虚に受けとめるなんというのは、それはもう自虐的な発想ですよ。やはりそれは言い返さなきやいかぬですよ。私は、だから、ゴーマン・レポートに対して言い返すなら言い返せばいい。

今この部分で、論文の引用数というのは日本ばかり水準が高い。さっきの鳩山さんの質問で、ヒットの数か、ホームページの数かというのは別の議論ですよ。ヒットの数ではたくさんあるけれどもホームページがないという議論かもしれないけれども、これは一つの評価としてあるでしょう。

ただ、一方において、私が今言ったのは、国家の意思というものは国立大学には体现されるんだと大臣はおっしゃった。これは大事なことですよ、非常に重要な発言ですよ。国家の意思というのは、当然日本の国益というものを考えながらこれをきちっとやっていくんだということになる。そのときに国家の、ちょっと時間が既にあと十分なんですが、また違う側面にも触れたいと思うけれども、とりあえずは産業協同的な部分で国際競争に日本が勝ち抜いていくという部分の、そういう闘争的な部分の議論というのは当然この目標設置また評価において問われるわけです。

イスのビジネススクールが、経済に対しても大学教育の貢献度というのをチェックしているデータ、これは文科省に出してもらつたもので

からお持ちでしよう。これは、聞いたたら、それぞれの当該国のエグゼクティブ、経営者が判断している。私は、ゴーマン・レポートは反論していくと思うんです。ただ、日本の経営者が日本の教育を評価して最下位としているということに対して、これをどういうふうに認識するか。

○河村副大臣 このIMDの国際競争力の話ですが、もう二年ぐらい前からこういう結果が出ておりまして、今回も最下位だ、こういう話であります。

と教育をして、そして資格を取つて、そして企業の要求にこたえられるような人材だというので随分変わってきた、こう実際に工学部の先生方は言っておられますから、そういう自分で非常に企業人の見方が厳しくなっているんだろう、私はそう思っておりますが、やはり、それにはこたえるだけの努力は文科省はしなきやならぬ、こういうふうに思います。

○松原委員 私は、くどいようですが、日本の大學生は、それは、日本の国家の意思を体現するんだ、いい言葉ですよ。そして、そのためには、國益のためのそういうことを、もう産學協同だけじゃないですよ、やらなきやいかぬ。しかししながら、文科省の方に聞くと、論文の引用数はこれは大変なものだ、何かデータ的にアメリカの次ですか、非常に水準が高いと。しかしながら、日本の經營者で国際競争の中で戦っているものが、自國に対して自虐的に見て言つているのか

○遠山国務大臣 私は、日本にももっと評価機関、各國の大学の中には、そういう国際的な評価機関、各國の大学を評価し自国の大学も評価しとうようなのがまだ発達していないというか、まだないんですね。それほど日本にとって評価というのは、外國の評価を重視するということでございますが、大臣も申し上げましたように、私は、IMDのは、特に、日本の企業の人たちの期待値が高いのに対して、どうも日本の大学というのは十分こたえてくれていない、そういう思いがあると思います。このことにつきましては、実は、二十世紀の後半におきまして、大学が産業と協同をするといつて、産学連携などということは、一九九六年以降にしました。

どうかという議論があつて、自虐的だつたら經營者の方の意識が違うということで、ここはしかるべきをすり合わせをしなきやいけないし、今副大臣がおっしゃったように、きちっとこの部分のこれを是正することが、結果的に、後世が今回のこれを評価するか評価しないかの一一番のポイントになります。変わったところが、依然として三十番のままだつたと、これは三十番になつてゐるけれども、これでは、いわゆる文部科学省の文部科学省による文部科学省のための法律だったというふうになつてしまふ。

そうじやないと大臣が言うならば、こういう人たちの認識の中でも、つまりそれは、自國、日本人のエグゼクティブが日本人の教育を評価していくんだから、これはいけるというふうにしなきやいかぬと思うので、そのためにはどういうふうに評価するか、云々するかというところにやはり機軸を加えなきやいかぬと思うんですよ。大学に対しても中期目標を文科大臣が決めるというふうで、これが實際、達成できるんですか、大臣。

初めて私どもとしても行政的に取り上げられる事態になつたんですね。今日ではもう、産学連携、産官学連携ということが大学の当然の社会的仕事として言われておりますし、そういうことを受け、大学の特に工学あるいは農学、医学の先生方は、自分たちの研究が社会に役立つということを大変うれしいわけでございまして、今、産業用との連携が大変進んでおります。これは目を見張るぐらい進んでおりまして、ベンチャービジネス方も立っている。また、我が方も大学における知的財産というものを知的所有権としてしっかり確立する等々のさまざまな政策を打っております。ただ、私は、産学連携というのを大学の目的にしてはいけないと思います。大学は、すぐれた人材養成、そして特色がある研究というものを通じて、世界に冠たるいい教育研究をやっていただきて、その成果を十分に社会に反映していく、やはりそういう関係でないといけないと私は考えております。

○松原委員　国の意思なんだから、産学連携という表現を使う必要はないと僕は思うけれども、やはりそういう関係でないといけないと私は考えております。

そのときに国家の、ちょっと時間が既にあと十分なんですが、また違う側面にも触れたいと思うけれども、とりあえずは産学協同的な部分で国際競争に日本が勝ち抜いていくという部分の、そういう闘争的な部分の議論というのは当然この目標設置までの評価において問われるわけです。

イスのビジネススクールが、経済に対しての大学教育の貢献度というのをチェックしているデータ、これは文科省に出してもらつたもので

の意見もやはり十分伺
これまで、ややもす
には、いわゆる平準化
りつくってくれ、あと
るというような意向も
こういう経済状態の中
んかと話してみても、
をどんどんよこしてく
ら、あとは教育するん

るわなきやならぬ。

そんしゃたいと大臣が言つた。こよしにしたちの認識の中でも、つまりそれは、自國、日本人のエグゼクティブが日本人の教育を評価していくんだから、これはいけるといふにしなきゃいかぬと思うので、そのためにはどういうふうに評価するか、云々するかというところにやはり無機軸を加えなきやいかぬと思うんですね。大臣に対しして中期目標を文科大臣が決めるという中で、これが実際、達成できるんですか、大臣。

中子利にい本
○松原委員　國の意思なんだから、産学連携として世界に冠たるいい教育研究をやつしていただきたい。その成果を十分に社会に反映していく、やはりそういう関係でないといけないと私は考えております。

この部分は、やはりきれいなことじゃないと思うんですよ。国家の、国益のための国立大学なんですから。私立は違いますよ、国立大学なんだから、その辺はきちっと目的を持つてもらつた方がいい

それで、さっき、鳩山由紀夫委員がおっしゃった、日本の大学は暗いと。何で暗いというふうに思うのかということですね。私は、これは単なる直観ではないと思うんですよ。つらつら考える新しく冷蔵庫が出てくるとか、自動車が出てくるとか、ある意味で、人間というのはずっと、いろいろなものを探してきて、新しい豊かさを求めてやってきた。豊かさというものは、当然、例えば新しい冷蔵庫が出てくるとか、自動車が出てくるとか、クーラーが出てくるとか、そのことによつて付加価値が伴つてきて、新しい豊かさというものが当然そこに生まれてくるわけですね。

しかし、私は、豊かさというのはそれだけではないと思っているわけです。それは何かといふと、やはり文化そのものが富をつくり出す。アメリカなんかは非常にうまいですよ。それは、デビズニーランドが出てきて、それで、そのものに物すごい財の価値があるわけですよ。自動車が百万円、ディズニーランドに一万円出して行く人が百人いれば同じことですから。それに対して金をアメリカの方が取っていく。

いわゆる文化というのが、今まで我々は、加工貿易ですから、物を輸出するという観点でやつたけれども、日本の場合、特にアニメーションなんかが非常に高い水準にあって、大学でアニメーション研究科というのがあるのかどうか僕はわからぬけれども、結局、そういう文化というものが非常に富として認知される。ブランドといふのもその一つのあらわれでしょうし、そういう時代に入っている。これは、商標をとったからいけるという話じゃないんですよ。その前段階とことによって、これはそういう価値を生んでいく、世界的な普遍的な。この戦略を日本はどうべきだと私は思うんですね。

そのないから、単に物をつくるというような、日本はそこが得意だということもあつたけれども、その部分に特化し過ぎてきた。いわゆるポストインダストリアルソサエティーという言葉があるけれども、それに向かっての文化で、こういう文化様式というものを輸出して、そのことによって日本は富をかち得るんだ。そういうものがあれば、それは富をかち得るだけではない。富をかち得るだけではなくて、日本そのものが世界に對して一つの力を持つことになる。日本が平和を希求するならば、それはそれで力を持つことになる。そういうことをやらないから暗いんじゃないかというふうに鳩山さんは言うんだろう。

文化的な輸出力を持とうとするならば、理工系の方は理工系の方の議論があるだろうけれども、いわゆる文化系の方も、実は冷蔵庫をつくる以上の富を文化系の方のそいついたぐさの中できるんだ。こういうものについて文部科学省の人が評価できるのか、非常に疑問を持っているんですが、ちょっとおっしゃってください。

○遠山国務大臣 私は、文化も実は経済力に反映すると思います。委員の御指摘は大変大事な点だと思いますし、どうぞ私もそのように考えております。

今、我が省でいえば、文化庁を中心にして、例えばアニメを含む映画の振興策について先般報告が出ましたけれども、こういった、映画のように目で見える形の文化の日本が持っているオリジナリティーーというものに世界は注目しています。今、アメリカのそういった産業の人たちが日本に来て、いかにしてああいうものが生まれるのかといふ秘密を探ろうとしているぐらいでございます。それ以外にも、私は、無形文化財なりさまざまなもの日本の日本が蓄積してきた伝統、文化というものが、いかに世界の中で冠たるものかということとは、次第にわかってきてると思います。

その意味で、私どもいたしましては、教育・文化立国、そして科学技術創造立国というのが二つの柱でございまして、科学技術も大事ですけれども、その部分に特化し過ぎてきた。いわゆるポ

ども、製造工業というものは隣に中国がある以上なかなか難しい見通しもある。したがって、科学技術につきましてはどんどん先端を行く研究をしていくということがまさに大事ですし、他方で、文化、これについて日本が持てる潜在力をさらにも活性化していくと同時に、また新しいものをどんどん創造していく。

そういう両方、私は、日本の未来を担うのは科学技術であり文化であり、これらの発信力であり、そしてそれらの持つ経済効果だと思っております。そして、その根底を支えるのが教育であると思っておりまして、別にこれは我が省の全部の守備範囲を我田引水的に言つていいのではなくて、それぐらいの大きな構想のもとに考えていくのが日本のあり方ではないかというふうに考えているところでございます。

○松原委員 私は、そういったことを実行するためには今の閣法では限界があるだろうというが基本的な発想なんです。つまり、文部科学省の中心の方々を中心とした評価、実態としてその方々をいらないという中でこれはできないんじゃないかなということなんですよ。目指すものは国の意思だ、その方向性でやると。しかし、今議論したようなことを実現するには、結果として今のこの形では限界があるというふうに私は思っている。済みません、すぐ終わりますから。この間議論したときに、それぞれの国の大學生から出してもらつて認めるんだ、たくさんあるから一つ一つを文科省はやらないんだとおっしゃった。であるならば、それぞれの大学の意思決定に初めからゆだねる、中期目標はもう任せるというふうに言つた方がはるかに自由度も出てくる。自由競争の中で、自由な発想の中での大臣がおっしゃったことも含め実現できるというふうに私は思つております。

かし、それがこの法案のこういった中期目標や評価でたえられるのか、厳しいんじゃないかということを申し上げて、私の質問を終わります。
以上です。

○古屋委員長 山元勉君。

○山元委員 民主党的山元でございます。

質問に入ります前に、先ほどの我が党の鳩山委員の質問について少し確かめておきたいことが二つありますから、申し上げたいと思います。

一つは、現在の大学の改善しなければならない件数、状況について話がありました。どれほど件数があつて、改善のためにどれほどの予算が必要って、どういうふうに措置をされるのかということは、質問にはあつたけれども明確な答弁がなかったわけです。鳩山委員は、我々審議しておる者に重要な責任がある、こう言われたんです。これは、きょうすぐは無理とすれば、次の参議院の審議の間にはきちつと明確にして、日本の国立大学は違法な状態に置かれないということがわかる資料を出していただくことをぜひ約束していただきたい。

二つ目は、文科大臣が先ほどおっしゃった中で、現在の大学でも違法状態にある、こうおっしゃったんですが、これはゆゆしいことなんですよ。今の大學生の条件については人事院が決めてやっている。けれども、切りかわったら労働安全衛生法がきっちり適用されるように改善するんだとおっしゃるけれども、今もずっと違法な状態が続いているんだ、違法な状態にあるんだ、これはゆゆしき問題です。

ですから、「この二つについて確認をさせていただきたいと思うんですが、御答弁を。

○河村副大臣 私が大臣の答弁をお聞きしておった段階では、一応今、さはさりながら、人事院規則の中で現実に実験をやり、あそこで研究がされておる。その状況の中で、一応の基準があるわけですね、人事院規則。それにのっとてこれまできちっとやってきたわけでありまして、そのこと

そのものが法律違反を犯しているわけではないわけです。ただ、今度一般の企業的なものを当てはめるとすれば、新しい労働衛生法が入ってくる。そうすると、もっと厳格な面が出てくる。資格者を何名置けとか、そういうことになつてしまいまるすから、そういうことをやらなきゃいけないし、施設的にも、もっと安全装置をつけるとか、そういうことがあるんじゃないかと、子細はまだ十分把握いたしておりませんが、私はそういうことだと思つんです。

そこで、当然、新しく移管すれば、そういう問題が発生する部分については厚生労働省側とも十分協議をしながら、どうしても、これだと完全に違反状態だというものと、改善で済むものと、私はそういうものがあると思いますね。当面、まず調べたところ、法律にきちんと照らし合わせていいといふうに思つておいでいただいだと思つます。当然、すぐ、予算的にもきちっとやらなきゃいけない問題、しかしここは危険度が低いので改善で済む問題とか、私はそういういろいろなことがあると思いますので、確かに、御指摘のようになって、安心だということになつていい、そういうふうに思つています。

それから、先ほどの数字の問題でございますが、この点については私もその数字が出せないかということを今協議しているわけで、出せる方向で、あらあらの数字でも全体的なものでも、実際に改善したらどのくらいかかるんだということを出せないかということで、参議院ですからすぐになりますが、できるだけ急がせますが、今事務局に検討させておる段階だ、こういうふうに申し上げます。

○山元委員 形態が変わって、労働安全衛生法だけではないに、例えば労働基準法とかさまざまなものがあるわけですね。そのところ

ろを違法状態にあるとけろつと大臣が言つうような状況がそれぞれの部面で出てきたらえらいことになるわけです。きちっと厳格に、新しい法人としての大学の教職員なりあるいは学生なり施設について、こうなことが行われるんだということはしっかりとしたものを持っていただきないと、必ずするすると看板だけがかかるということでは改革とは言えないということを承知しておいていただきたい、資料についてはまたぜひ出していただきたいというふうに思つてます。

そこで質問に入りますけれども、この法案については四月の三日から審議が始まりました。確かに統一地方選挙だとあるいは連休があつて、少し時間が伸びましたけれども、六回にわたって質疑をしてまいりました。けれども、私はやはり実感として、審議が尽くされて国民の皆さんも理解をしてまいりました。けれども、我々もこれだから努力の範囲内だ、こういう感じにはどうしてもならないわけです。

そこで私どもは修正案を用意して、先ほど提出をして論議をしていただきたい。これは以前から質疑の中で申し上げてきましたけれども、与党は、審議を尽くした、あるいはそれまでに十分な検討をしてきた、こういうことで、修正の協議にも入っていました。

私は、今は、今の時点では、やはりこの大改革、大臣自身も本会議でおっしゃった、百年に一回の大改革だと。私は、言い方を変えると、国家百年の大計を誤るのではないかという危惧を今実感として持っています。そういう意味で、こういう場にいる私ども、大きな責任を感じます。この一つの法案で、お忙しいでしようけれども、たくさん傍聴者が、会場を配慮しなきゃならぬほどたくさんおいでをいただいて、これはやはり関心があるでありますから、修正案を提出したポイント、大事なところと、そして、あえて賛成できなければなりません。

○山元委員 高邁な話は何回か聞かせていただきましたが、すとんといかないんですよ。例えば、今この四十五分の休憩の間に部屋へ帰つた後、どうとまたアクセスが、きょうの採決まかりならぬというのがどつと来ています。それは国民の皆さん、とりわけ大学の当事者の皆さんのが心配をしていらっしゃる。そういう高邁なことで四年間やつてきたと言つても、これは今見えていないで改めて確認する、そういう立場での質問をさせていただこうというふうに思います。

最初に、これほど時間を急いで、少し乱暴なま

でに審議を終結してこの法案を成立させようとす

る。一体、文科省が求めている日本の大学の明確な理念あるいは姿というものを、一言でと言つたらおかしいですけれども、もう一遍、改めて言つ

とどうのことになるんですか。

○遠山国務大臣 今回提出しました国立大学の法人化法案につきましては、平成十一年四月の閣議決定以来、我が省におきまして、大学関係者はもとより、関係省庁あるいは各界の有識者などとの間でさまざまな議論を重ねて、四年の歳月を費やして検討を行つてきました結果でございます。

私は、十分な議論と、特に大学関係者と国立大

学長、あるいはさまざま有識者など、ここにも

その経過がたくさんござりますけれども、そ

ういった議論を通じて、これは大学のことでござ

りますから、大学の学長たちあるいは関係者たちの意見を十分聞きながら今日まで来たと私は思つております。

この法案は、このような議論の背景のもとに、国立大学がこれまで果たしてきた日本の学術研究と研究者養成の中核を担うということをしっかりと持つています。そういう意味で、こういう場にいる私ども、大きな責任を感じます。この一つの法案で、あらあらの数字でも全体的なものでも、実際には改善したらどのくらいかかるんだということを出せないかということで、参議院ですからすぐになりますが、できるだけ急がせますが、今事務局に変革してもらおうということを目指しているものでございます。

私は、我が党の最終の質問者になつて、安心だということになつていい、そういうふうに思つてますから、修正案を提出したポイント、大事なところと、そして、あえて賛成できなければなりません。

そこで、私は、我が党の最終の質問者になつて、安心だということになつていい、そういうふうに思つてますから、修正案を提出したポイント、大事なところと、そして、あえて賛成できなければなりません。

私は、我が党の最終の質問者になつて、安心だ

て。そのことについては、大学の今申し上げましたような自治とか自由というのはそんたくされないのである。だから、国立大学の主務官庁、文部科学省が評議委員会をきちっと守るということではないといけない。

ですから、我々民主党の修正案は、中期目標も計画も大臣がというのではないに、各大学が目標を立ててそれを大臣が認める、それぞれ頑張りなさいよという姿勢で受けとめるというふうに修正すべきだと考えているんですが、今のような形で、あえて文科省という、こういうふうに文部科学大臣が定めるんだけれども、大学の自主性、自學性は侵さないんだ、そういうルール、配慮がき

○河村副大臣　山元委員御指摘になりましたが、ちつとあるんだということか言えますか。独立行政法人制度でまいりますと、このまま当てはめるということになりますと、例えば学長の任

立大学法人という名前をわざわざ別途設けたといふのも、やはり大学の自治とか自主性とかそういうものを重んじ、そして大学改革がさらには進まなきやいけないという観点からそうやっておるわけでもございまして、そういう意味では、大学の自主性に基づいて、学長の任免の方法はまた新たにありますけれども、大学自身が決める、そして申し出に基づいてやるようになっているということが出る一点。

それから、中期目標については、独立行政法人制度で考えれば一方的に中期目標も設けるわけでありますが、国立大学法人においては、文部科学大臣に、国立大学法人の意見の事前の聴取義務またその配慮義務ということもちゃんと課してあるということになりますし、今委員御指摘になりました評価についても、特に教育研究面について大学評価・学位授与機構の評価結果を尊重するとして、その中でさらに専門家によるそれぞ

れの学問分野ごとのきめ細かい評価、いわゆるレビューや、こう言つておりますが、これをきっと導入するということになつております。そういう点を考えても、国立大学の自主性、自律性ということは十分配慮されておるわけでありまして、特にまた教育研究の特性への配慮義務といいますか、そこにも非常に力を置いておるわけでございまして、今回のこの法案によって学問の自由とか大学の自治というものが侵されるというよりは、むしろその点を十分配慮して、その結果、大学というものが今までと変わつて活性化していくということを私は確信をいたしております。

ます。大きな権限を与えて、そして役員会、経営協議会等、全部座長になるわけですね。そういう絶大な権限を持つ学長が、それにふさわしい人材が本当に選べるのか、選ぶ手順はきちんと明確になっているのかということの不安があるわけです。

それぞれの国立大学、たくさんの中の学部をそれぞれ持っているわけですから、あそこの中の学部はこういう勉強をしていて、こういう教育をしていて、こういうことがしっかりとわかる、皆さんのが民主的な意思によって大学を運営していく、きちっとそういう立場に立って、そして、大学の学長みずからが高い見識を持っていらっしゃる、そういうすばらしい学長を選ぶのはなかなか至難のわざだと思うんですよ。

そこで、そういう人を選ぶルール、これだから大丈夫だ、そういうすばらしい人が選べるんだといふルールは、簡単に言うとどういうことになるわけですか。

に置かれます学長選考会議で選ぶということです。ざいまして、学長選考会議には、学内の代表の方が半分と、それから外のいろいろな意見を表現していくたゞく、経営協議会に入っている学外の委員会が半分ということで選ぶということです。ざいましてから、そして、最終的にはその選考委員会で選ぶわけですが、ざいますけれども、選び方についても、その選考委員会でルールを決める、そのルールに

のつとつで、そういう形いろいろな角度から立派な方を選ぶ、こういうようなシステムになつてゐると思っております。

いうことについて大変な危惧があるわけです。経営協議会と、そして研究評議会が同数出してやるわけでしょう。少なくとも四分の一以上は学外の人ですよ。そして、そういう人たちがルールを決めると今おっしゃるんでしょう、こういうふうにして大学の学長を決めよう。

そして、もう一つ問題なのは、そこへ現職の学長が入っているわけでしょう。現職の学長が入って、現職の学長が任命した、そういう会議のメンバーが決めていくわけでしょう。次の学長をどうしようか、あの人が立派だなど。本当に真摯な論議がされるのか、わしが立派だという人がいるのと違うか、こういうような選考会議というのは、

私は意味がないと思うんですよ。本当に大学をよくしていくという意味からいうと、学長の選考のあり方についてはもっと明確な構成といいますかルールが必要だというふうに思うんです。

固めて聞きますが、それではルールが不足だということ。学長自身が学長が指名した委員と一緒にになって構成をするということも問題。そこへそれぞれの学校の教職員の皆さん、汗をかいてる先生方、職員の皆さんがどういうふうに参加をするルールをつくっているんですか。もう一回だけ確認したい。

○遠藤政府参考人 学長選考会議に学長が入ることでござりますけれども、基本的には、経営協議会の学外委員の代表者と学長や役員以外の教育研究評議会の代表者から同数ずつの学長選考会議で選考を行う仕組みでございますが、大学によりましては、例えば規定などで学長が再選できないといったようなこともあるわけですがございまして、要するに、学長選考においてその学長が当事者にならないといったような場合もあるということで、いろいろな選び方があっていいのではないかということで、学長または理事を加えたような形で構成することもできる。いろいろな選び方ができるという意味でそういう規定にさせていただいているということござりますし、もし仮に学長自身が候補者の一人ということであ

ビュー」というような形で実施をするということです。ございまして、その評価に当たりましては、各大学の中期目標、中期計画がどの程度達成されていけるのかという観点から行われることになるわけでございます。この点については教育評価あるいは研究評価も同様でございまして、その組織ごとに全体として評価する、こういうことでござります。

例えば、教育評価につきましては、大学として目指している人材育成、どういう人材育成をするかということが中期目標、中期計画で書かれていることと、そういう点がきちんとなされているかどうかといったような点、あるいは、学習環境が適切に整備され活用されているかといったような総合的な評価ということにならうかと思いますし、研究につきましても、これもまだこれからでございませんから、例えばとしか申し上げられませんけれども、当該組織を構成する教員の個別業績をもとに、それらを総合した研究水準が当該組織の中期目標に照らしてどのぐらいになっているかという点、あるいは、当該大学の研究活動が地域の産業や文化にどの程度貢献しているかといったようなことをその学部等の組織ごとに全体として評価をしていく、こうしたことになるだろうというふうに理解をしてございます。

スケジュールという点でござりますけれども、この法律が本年十月に施行されることでござりますので、その評価の大もとの国立大学の法人評議員会、これは十月の施行後直ちに設置をしまして、諸準備遺漏なきよう進めてまいりたい、こういうふうに思つておる次第でござります。

○山元委員 ああ、そうですかというような説明はいただいたとはどうしても思えぬ。この評価といふのは非常に難しい。これはだれもが認めているところですよ。そのときにきちっとやはり最大限の努力、あるいは、至上のというか、その場で考えられる最高のルールというのが見えてこなければいけない。極めて不十分だというふうに思つ

ます。

の決定条件が前提が崩れるわけですね。

この間の藤村委員の質問で、これは変わらないんだ、こういうふうに御答弁があつたんですけど、十五の国立高等専門学校の統合、一つの機関にまとめるという観点から行わることになるわけでございます。この点については教育評価あるいは研究評価も同様でございまして、その組織ごとに全体として評価する、こういうことでございま

す。

時間がありますから、触れたい点に対して簡単に一言ずつ御答弁をいただきたいんですけど、五十五の国立高等専門学校の統合、一つの機関にまとめるという観点から行わることになるわけでございます。この点については教育評価あるいは研究評価も同様でございまして、その組織ごとに全体として評価する、こういうことでございま

す。

立専門学校を一つにまとめて、あるいは統廃合をする、そういう点がきちんとなされているかどうかといったことは、確認してよろしいですか。

○河村副大臣 高専のことにつきましては、委員御指摘のように、今回一括して独立行政法人化をするわけでございますが、もちろん運営の効率化とかいろいろなことが考えられますけれども、それをいわゆる統廃合等々において考えているかということについては、文部科学省としては考えておりません。

むしろ、御案内のように、今、高専は、この状況の中においても就職率も非常にいいし、産業界にも大きな期待をされるし評価もされておるわけでございます。また、地域的な活性化といいますか、地域からの期待も非常に大きいという点があります。

そういう意味では、一つの独立行政法人化をすることによって共通的な課題等々には適切に対処

知りたいと考えております。

○山元委員 時間がないので、最後に一つだけお願いをしておきたいんですけど、御承知のように、三月の二十日に、中央教育審議会が答申を出しました。文部科学大臣からの教育振興計画と教育基本法の在り方についてという諮問をされて、三月二十日にそれが返ってきた。これは逆になつて

るので、私はおかしいなと思うんですが、諮問は、計画が先で、改正が後なんですか。どちらも、答申を見たら、教育基本法と振興計画の在り方について」という答申が出ました。

つい先日の新聞で、与党間での協議が始まつた

ことがあります。そして、地方の権限それから責任の拡大という観点から、各都道府県が地域ごとの実態を踏まえて、教員の給与や諸手当の額を主体的に決定できるようにするということでございま

すが、その場合でも、教員の給与につきましては、三点御留意いただきたいと思つわけでございま

す。まずは、一般の公務員給与水準に比較して優遇措置が講じなければならないという人材確保法の規定は維持する。この法律は厳然としてあるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の事情を考慮して定められなければならない、いわゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

という制度は変わるものでございます。このよう

な改正法の趣旨につきましては、通知などによつ

て、各都道府県教育委員会に対してしっかりと周

方公務員の、現在の義務教育諸学校の教員の賃金

は、計画が先で、改正が後なんですか。どちらも、答申を見たら、教育基本法と振興計画の在り方について」という答申が出ました。

つい先日の新聞で、与党間での協議が始まつたことがあります。そして、地方の権限それから責任の拡大という観点から、各都道府県が地域ごとの実態を踏まえて、教員の給与や諸手当の額を主体的に決定できるようにするということでございま

すが、その場合でも、教員の給与につきましては、三点御留意いただきたいと思つわけでございま

す。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務と責任の特

殊性に基づき定める。これは教特法の方がまだ生

きるわけでござります。

それから、地方公務員一般の原則として、職員

の給与は、国や他の地方公務員等の給与その他の

事情を考慮して定められなければならない、いわ

ゆる均衡の原則といふのがございますが、これは

地方公務員法二十四条でございますが、そのよう

に定められておりますので、引き続きその一定程

度の水準は保たれる。

ただ、国が何かを決めてそれに完全に準拠して

いるわけでござります。

それから、教員の給与は、その職務

ですから、一方的に、与党協議が始まった、調った、閣議決定だ、委員会に提出だということにならないという約束をしてほしいんですよ。これは広い国民の皆さんと論議をして、改正なら改正ということについて論議をしなきゃならぬと思うんです。

つきましては、私は、これは国会において御判断

ありがとうございました。

○山元委員 いたぐものと考えておるところでござります。

○古屋委員長 この際、暫時休憩いたします
午後零時四分休憩

ですから、一方的に、与党協議が始まった、調った、閣議決定だ、委員会に提出だということにならないという約束をしてほしいんですよ。これは広い国民の皆さんと論議をして、改正なら改正ということについて論議をしなきゃならぬと思ふんです。

つきましては、私は、これは国会において御判断いただくものと考えているところでござります。

○山元委員 これはぜひ、この国立大学の問題も大きな問題ですけれども、教育基本法、日本の教育の姿をどういうふうに描くのかという大事な問題ですから、そういう論議の場をつくるというこ

ですから、私は思いつきで言うのではないんですけれども、例えば教育基本法についての小委員会

す。

質疑を続行いたします。佐藤公治君。

ありますね、高等教育の小委員会だと、いろいろ小委員会をつくることがある。そういう専門的な機関をつくる。あるいは憲法ということから思うのは、憲法調査会のような教育憲法調査会のようないものをつくるとか、そういうきちっとした国会内の論議、広い国民の皆さんとの論議をする、そういう手順は必ず踏みますよということの約束といいますか見解をいただきたいと思います。

小泉さんもね、してた今度は違う新聞の大きな見出いで、税源移譲が先送りというよう

められまして、教育基本法の改正の必要性が提言されたところでござります。

我が省といたしましては、この答申を受けまして、あしたから全国五カ所での教育改革フォーラムを開催いたしますほか、各種の広報の手段を用いまして、さまざま工夫をしながら教育基本法改正に関する国民的な理解を深める努力をしていきます。これまでもかなりやつてまいりましたが、今もやっているところでござります。

他方で、与党三党におきまして、去る五月十二日、与党教育基本法に関する協議会が設置され、教育基本法の見直しに向けた検討が開始されましたと伺っております。我が省としましては、このとて、与党協議会における協議の状況を見据え、十分相談しながら、教育基本法の改正にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

ると、何だ、こうなるわけでしょう。そういうふうにやはり今度の諮問でもなってはならぬと思ふますし、そういうことについては、やはり国民的な合意があつたらそういうことはならぬと思ひますから、ぜひこの基本法の問題も、新しいこのからの諮問の問題も、扱いとしてはきちっとした国民の皆さんのがわかったということになるように御努力をいただきたいということを申し上げて、終わりります。

の結果、科学、学術に対する国の出資といいますか、お金を出すのも非常に少ない。」こういうことを問題点の第一点に挙げております。
これをお聞きになられまして、大臣、副大臣、いびつというふうにお思いになられるのか、心当たりがあるのか、また、その出すお金も非常に少ないと思いませんでいるのか、では逆にどちらぐらい出せば現状合うんだろうか、ここら辺を答え願えればありがたいかと思います。

○佐藤(公)委員 もう一度今のことについてお聞きをされ
ますけれども、毎年ふやしているというのはわかりま
すけれども、今、現状、日本の出すお金が非常
に少ないと、いうのが言われているわけですけれど
も、実際少ないと、思うから年々ふやしているわけ
ですね。では大体どれぐらいの規模、例えばG
DP比というあらわし方もあり得ると思います。
し、いろいろなあらわし方があると思います。大臣、副大臣がお思いになられる、せめてこれぐら
い

○遠山国務大臣　日本において科学について社会人の関心が低いというのは、これは私もある調査を知りまして、国際比較でも日本の社会人がいろいろな基本的な質問に対して答えた正答率が極めて低いのでございますね。そんなことをついて昨年ですか、経験いたしまして、これはやはり社会の

○遠山國務大臣 日本において科学について社会の関心が低いというのは、これは私もある調査を知りまして、国際比較でも日本の社会人がいろいろな基本的な質問に對して答えた正答率が極めて低いのでござりますね。そんなことを、つい昨年ですか、経験いたしまして、これはやはり社会の関心が低いというのは本当に残念だと思います。これはだれの責任かというのになかなか言えな

いわけでござりますけれども、もう少しサイエン

質疑を続行いたします。佐藤公治君。

○佐藤(公)委員　自由党の佐藤でございます。
先日の委員会に続き、またきょうも、私の代表
質疑の部分がちょっとあるかもしません。ま
た、参考人の方々がお話をされたこと、ここにお
いての疑問点を少し大臣、副大臣にお聞かせ願え
ればありがたいかと思います。

そういう参考人の御意見の中で、私、参考人の方々のお話、また、大臣、副大臣、役所の方々のお話を聞くと、何かどこかで、価値観なのか、歴史観のか
車が合つないのは、今までこうて、話して

取り組んでまいりたが我が省くわいがにまじては最も近、例えば一番基礎部分の研究を支える競争的資

う部分があります。
そういう部分の中で、参考の方々が今三つの問題点というのを指摘されています。これは佐和参考人のおっしゃられた問題点の部分なんですが、れども、「では、何が問題なのか」その答えは次のとおりであります。第一に、日本における科学、学術研究への社会的関心と評価が、欧米准医学のそれらと比べて、いさかからずいびつであること。いびつという意味合い、いろいろとある方があると思います。「いびつであること。そ

金の代表格でございます研究費、科学研究費補助金につきましては、これは今着実に上がってきおりまして、特に科学技術につきましては、先般、第二期の科学技術振興計画が立ち上がりまして、その目標としては、今の研究費を倍増しようということが明確にされております。そのような目標のもとに、毎年、科学技術関係予算をふやしてまいっております。そういうことをこれからも努力してまいるべきであるというふうに私は思います。

の結果、科学、学術に対する国の出資といいますか、お金を出すのも非常に少ない。」こういうことを問題点の第一点に挙げております。
これをお聞きになられまして、大臣、副大臣、いびつというふうにお思いになられるのか、心当たりがあるのか、また、その出すお金も非常に少ないと思いませんでいるのか、では逆にどちらぐらい出せば現状合うんだろうか、ここら辺を答え願えればありがたいかと思います。

○佐藤(公)委員 もう一度今のことについてお聞きをされ
ますけれども、毎年ふやしているというのはわかりま
すけれども、今、現状、日本の出すお金が非常
に少ないと、いうのが言われているわけですけれど
も、実際少ないと、思うから年々ふやしているわけ
ですね。では大体どれぐらいの規模、例えばG
DP比というあらわし方もあり得ると思います。
し、いろいろなあらわし方があると思います。大臣、副大臣がお思いになられる、せめてこれぐら
い

いまでは何とか文部科学省として持つてはいたい、やるべきだということ、計画を立てられていることもわかりますけれども、今この場で、副大臣、今メモをお持ちになられたようなので、一体全体どれぐらいまで持つていてけばある程度そこそこそれは満たされていくことになるのか、そこの一つの目標を明確にお答え願えればありがたいかと思います。

○河村副大臣 これまでにも議論されてきたところではございますが、佐藤委員も御承知のとおり、特に高等教育については、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの先進国の大体半分だ、こういう言われ方をしております。○・五、向こうは一・〇、こういうことです。ただ、これの算定の仕方等、あるいはもともと、財政の支出の率とか、それから日本においては私学が非常に、八割近く学生を担っているというような、そういう特殊な事情もあって、一概に、高等教育にかける総費用で見ればまた違ってくるんじゃないかな、私はこう思うわけであります。

国の財政としてどうかと言わると、できるだけこれに近づける努力をすべきだ、こう思います。が、今の時点で倍増計画を立てて、思いはそういう思いでありますけれども、今のこの財政の中でそれはなかなか、現状は非常に難しいことではないか、こう私は控え目に申し上げるわけであります。が、やはり目標は、数字の上でも引けをとらない、またそれを上回るものだということで努力をしていかないといかない、私はこう思つております。

○佐藤(公)委員 今具体的に倍増ということ、例えば〇・五%だとすれば一%にすべきだと、何で副大臣ははつきりそうおっしゃっていただけないんですか。力強く、おれは一%に持っていくんだということで副大臣がおっしゃっていただければ、私は、そのように勤くと思います。しかし、副大臣がちょっとわからないなというふうに言っちゃうと、まあまあになっちゃう。やはりここら辺のきちっとした目標を明確にし、そういうこと

もしていくことがとても大事だと僕は思うんですけども、この議論をずっとしていきますと、きょう午前中質問された方と答える部分もたくさん出でます。

予算的というところにかなり集約されていくのも事実なんですね。予算的なところに集約されいくところも事実だと思います。こちらの話、まだ後で私学との話もさせていただきますけれども、佐和さんが第一点におっしゃられたことは、「第二に、科学研究費の配分の仕方が決してフェアでない」問題点の二番目として、科学研究費の配分の仕方が決してフェアでない、これを問題点として挙げております。

このフェアではない、この前の議論でも、大臣は、アンフェア、フェア、意味がわかる、わからぬ、いろいろと話がございましたけれども、これがだけをとつて判断できづらい部分もあるかもしれません、この科学研究費の配分の仕方にフェアではないという心当たりがもしもあるのであれば、もしくは、フェアですよ、文科省がやってい

ることは、これに関しての配分は全部フェアです、それだったらそれで一つのお答えです。でも、も、フェアではないと指摘されている方がいらっしゃる中、これに対してもお答えになられるのか、いかがでしょうか。

○遠山国務大臣 これまで、フェアでないといふ、どういう角度からの御議論かということをしっかりと見きわめた上でお答えしないといけないのかもしれませんけれども、科学研究費補助金の配分につきましては、これは日本学術振興会がやっていますけれども、戦前からある組織でござりますが、長年日本の学術界に対する研究費助成のあり方について研究をし、そして改良を加え、さまざまな角度から審査をした上で決定していると思います。

弱というようななところでやつておりますのは、これは先ほど鳩山先生もおっしゃいましたけれども、自分も何か下請と言つちゃ悪いのかかもしれないけれども審査に当たったと。ですから、優秀な若手、あるいはシニアのいろいろな研究者の知恵を集めまして、これは千人を超えるオーダーだとありますけれども、そういう人たちの知恵をかりながらやつているわけです。これがアメリカです、NSFは六百人と最近言いましたが、日本の場合はそのところがまだまだ十分でなくして、しかし、それよりも、在野のすぐれた研究者たちの協力を得てやつてきているという面では、私は、日本の制度の中で最もフェアなやり方でやつていると思います。

ただ、最近聞きました関係者の御不満の中でも、日本のがん研究費の配分結果を見るなどもシニアの教授中心、四、五十歳代中心に行き過ぎていて、若い人の率が少な過ぎる、これを何とかしようではないかというのを、その結果の数値も見せられましてお話をあります、これはやはり若い研究者が本当に意欲的にやれるように、そこでこそ、二十代、三十代の人こそ最もいい発想をするわけですから、これに傾斜していかなくてはならないなどというふうに思つたわけです。恐らくシニアのところへ持つてきたお金もそういう人のところへ行くんだと思いますが、ノミネートしてきちんとあなたのこところへというところに意味があるとすれば、そういったような改善点はあるかと思います。

○河村副大臣 今度の法人化で、国立大学における経営責任が非常に高まるということですね、それだけ自由度が増すわけがありますから。そのためいわゆる教学の部分と経営の部分とをはっきり分けて、最終的には学長がリーダーシップを發揮する、こういうことになるわけです。そういう仕組みを今回とつていて、少なくとも学術研究部門における教授連中あるいは助教授の方々の負担を軽くすべきだ、そして研究、教育に集中していただき、こういう配慮を今回して、ああした経営協議会とそしていわゆる教学部分での評議会、こう分けたわけでございます。

私は、これによつてそうしたもののがかなり軽減されていって、教育研究に対する集中が高まるであろう、このように期待をいたしておるところであります。

○佐藤(公)委員 でも、副大臣、前回の質問をい出していただけたらありがたいと思いますけれども、この法案に賛成をされている方ですら、行政量が膨大にふえ、事務量が膨大にふえていく

も大事な部分だと思います。そこに対する配分、それをフェアというのかアンフェアというのか、またこれは人それぞれの価値観によってちょっと違うと思いますが、十分考えていただきたいと思います。

第三の問題点として、「日本の大学の仕組みが、教員に研究、教育に没頭することを許さないこと、言いえれば、研究、教育の妨げになる難点が多過ぎること」、これが三番目の問題点といいます。これがたくさんあるんじゃないかなという気もするんでけれども、この問題点ということ、これに対しても大臣、副大臣はどうお答えになられるのか。また、もしもこの問題点が非常に大きな第三の問題点というのであれば、どう改善をしていくべきなのか、また考えていくべきなのかということを、思いをお答え願えればありがたいかと思います。

ある意味で雑用がどんどんふえていくということを心配している、危惧しているところがあるといふことが言われておりました。今回の国立大学法人化に関して賛成をしている人ですら、その部分が今よりももっとふえていくんじゃないかなと。実際ふえていくということは間違いないと僕は思いますけれども、現状における問題点でもたくさんあるのに、もつともっとこれ以上ふえちゃって、大変なことになる。反対をしている人も、今、煩雜な事務が多いということを指摘している。

それと、あと、移行に関しての事務、これとまた現状の事務という分け方はあるかもしれません、ここにおける雑用がどんどん多くなっていくということがお互いが心配している部分だと思いますけれども、本当にこの法人化法案でどうなると思われておっしゃられるんでしょうか。

○遠山國務大臣 大きな制度改革でございますので、その制度改革に伴ういろいろな仕事があるということは確かだと思います。したがいまして、大きな制度改革には、その任に当たる人たちの労働というのが非常に大きくなるというのは、どの場面でもそうだと思います。大学につきましては、これまでのいわば国行政組織の一環として、これまでやっていたことがなくなることもございませんので、いろいろな準備が一斉に行われているんだと思います。

ただ、今の状況でござりますと、例え来年度何をするかという極めて細かい予算要求をして、また、我が省も國家組織の一部ですから、どうしてもそれを国として決める場合に詳細な計画書を立てる、あとは、そこで賄われる。計算されて出てくる運営費交付金というものをベースに、各大学で5年間、しかも翌年に繰り越すこともでき

るわけです。それをとるだけでも非常に仕事はやりやすくなるのではないか。ただ、それは不正にいますけれども、現状における問題点でもたくさんの人に、もつともっとこれ以上ふえちゃって、大変なことになる。反対をしている人も、今、煩雜な事務が多いということを指摘している。

そういうことを考えていけば、今まで以上に使ってはいけませんから、その辺、きっちりとした透明性のある書類を整えておくなどということは、もちろんどんな場合でもそうだと思いますけれども。

そういう御懸念は、これは当たらない。今はちょっと、しばらく、来年の初めに至るまで、あるいは来年走り出しますで、走り出してもしばらくそぞかもしれませんけれども、これは事務が大変だと思思います。しかし、今回はそういった面の事務の効率化等もやっていこうということをございます

で、それは、今解決できないことがもっと解決できなくなるということは困るわけでござります。すべての人が同じように、均等にいろいろな問題に携わっていたのをもう少し分業化していくとか、いろいろな工夫がし得ると思っております。

○佐藤(公)委員 当然、国立大学から法人化されることは、これまでやっていたことがなくなることによって、今までやっていたことがなくなることもあることもあります。その分によって雑用がなくなっていくこともあります。でも、逆に新たに、国立大学法人化法案、これが通ることによって、法人化することによって、違ういろいろな雑用がふえてくることも一般的には事実だと思います。

これは代表質疑のときにもお話をさせていただきましたけれども、予算の獲得等、経営的なことでの財政面での苦労というのは、これは大変な苦労にもなると思います。そういうことからすれば、本当に大臣のおっしゃるように、移行期間においては混乱したり作業量がふえるというのはある程度は当然だ、しかし、それが済めば今よりもよくなるんだよ、雑用は少なくなるんだよ、研究にも専念できるんだよ、こういうふうに本当にならつたら、あとは、そこで賄われる。計算されて出てくる運営費交付金というものをベースに、各大学で5年間、しかも翌年に繰り越すことともでき

私はいたします。

ところで、先ほどもお話ししました、前回の質問でもいたしました、国立大学法人化ということ

と私学との垣根がなくなるということでおこなわれるフェアな環境をつくるべきじゃないかといふことをお話しさせていただきました。つまるところ、私学の振興ということに今後とも力を入れてやっていくということともござります、でも、基本的に私の言いたいことは二点あって、文部科学省の介入問題の件と、あとはやはり財政的な面の二点に話がほぼ集約されていく部分があるのかなという気がいたします。

今、現状、この前もお話ししましたが、私学と国立大学法人化になつていくことによって垣根がなくなる。その中で、財政措置というものが国立大学は、当然ですけれども非常に優遇されている、税金というものからやはりお金が私学の方にも回って、私学も運営をしている、その大小は別にします、大きい少ないは別にしていますが、こういうところでのフェアな形を考えていく必要性もあるんじゃないかということを話しました。

では、この次、文部科学省における関与、介入、私学にの仕方ですね。文部科学省の関与、介入、私学にに関しては、その大小は別ですが、同じお金、税金を払っているのに、ある程度自由にやらせているじゃないですか。国立大学も同じようにやはり自由にさせる。これは逆に、この次に国立大学にとってフェアな形をとるべき状況、環境というのは、介入というのを極力少なくすべきであり、まさに、中期目標に関する大臣の認可というか、こいつたものを変えていかなくてはいけないのではないか。そのほかにもかなりいろいろな影響を及ぼす部分があります。

私学だって同じようにお金、公金を渡していくわけですから、その部分からいってならば、私も専念できるんだよ、こういうふうに本当にないかと思います。ただ、ここ最近、評価というものはつけて、やはりそこにおける経営、運営を厳しく図っていくということは、これは当然な部

分があると思いますけれども、それにはたつてまだ自由だと思います。

一般の委員会の中でも、齊藤委員の質問に対し大臣は、一見、中期目標や中期計画という新しいフレームができたために権限が強化されるようになりますけれども、それにはたつてますけれども、実際には、法人事業によりまして國の権限が拡大するといふ指摘は逆でございまして、大学の裁量が大幅に拡大するというふうにとらえているものでござります。

國の権限が拡大するというよりも、それは逆であるということをお話ししているんですけども、やはりだれが見たって権限が強くなっているとしか言いようがないと僕は思えるんですね。私学もそういうことでお金を出してやっているのにあれだけ自由にさせているのであれば、やはり国立を法人化するに際して、その部分というのはかなり、もつともっと自由にさせてあげるべきだと思います。

僕はなぜ言うかというと、いろいろと今までの議論を聞いていまして、必ず出していること、参考の方からも出しているのは、お金は公金、税金から、出資者管理義務というような言葉を使うケースがありますが、出しているんだから、それぐらいいはるのは当たり前じゃないかと。確かに当たり前の部分があることも事実です。しかし、私学を見る限りは、かなり自由にさせていただいている部分というのがあると僕は思っています。それからすれば、国立大学というのは、法人化をしていくに際しても本当はもつと自由にすべきなり前な部分があることも事実です。

かがでしようか。

○遠山國務大臣 まず、國の介入、関与という言葉を再三お使いになりますけれども、これは私の考えでは、今回の法律の目的からいってなじまないお言葉であるというふうに私は考えます。

国立も私立も國の経費を出している点では同じではないか、だから同じだというお話をございますが、設置形態論、けさほどもやりましたけれど

も、これはやはり厳然とした違いがあるわけでございます。国立大学は国の意思によって設置をされまして、その責任のもとで運営されるものでございまして、学校法人が自由な意思に基づいて設置する私立大学とは、「国の責任」というものがおのずから異なっているわけでございます。

例えば、国立大学の設置は、現在の場合でなければ、国立学校設置法、この国会においてしっかりと御議論の上決められるわけでございます。しかし、この意思で設立されるわけでございますし、再編統合、改廃についてもそうでございます。他方で、私立大学というものは、学校法人の自発的な意思に基づいて当方で認可するという違いがございます。

それから、国立大学の教職員の任命権は文部科學大臣が有するわけでございますけれども、私立大学の人事については国は関与をしない、それは設置者の義務がないわけでございます。それから、国立大学の運営につきまして文部科学省は設置者として広範な権限を有するわけでございますが、私立大学については原則として運営には関与しないということでございます。

この差異というもの前提にしまして、財政的な面の違いが出てくるわけでございます。國から出ているお金ではないか、だから同じだけおっしゃいましたけれども、それは、国立大学につきましては、基本的に今後ともその経費を國に依存するという形になるわけでございます。他方で私立大学は、学校法人がその責任を負うことを前提に、私立学校的教育条件の維持向上、あるいは学生の修学上の経済的負担の軽減ということを目的として、國が学校法人に補助を行うわけですね。国立大学法につきましては、国が責任を持って運営費交付金という形で出すわけでございまして、国立大学と私立大学に対する公費支出の性質はそれぞれ異なるものでございます。そのように御理解いただければあります。

○佐藤(公)委員 それがよくわからないんです。それが僕はよくわからなく、このまま置いておましても、その責任のもとで運営されるものでございまして、学校法人が自由な意思に基づいて設置する私立大学とは、「国の責任」というものがおのずから異なっているわけでございます。

局文部科学省の御都合で分けているのかなというふうに思われるを得ないところがあります。でも、結局、僕が最終的に言いたいことは、高等教育の予算全体の底上げをやはりもっとすべきだということです。それに関しては、与野党を問わずみんな一致した意見ですから、これは僕らもみんな協力をやっていくことであり、与野党は別にしても、やはりみんなある意味で応援団でもあると思います。

結局、私学のことにして、いろいろな整理統合、指導も必要かもしれません。でもやはり、高等教育全体の国としての予算が少ない、ここにいろいろな問題点が発生している部分があり、先ほど河村副大臣がおっしゃいましたけれども、言い切らたいということもありました。それで財務省とけんかしながら、下手に公共事業に回すよりも、みんなでやはりその部分をとるべきだと僕は思います。そこら辺の力強い副大臣、大臣のリーダーシップ、これはぜひとも期待をしております。

こういう何か割と和気あいあいとやると、賛成みたいな話で進んじゃうような感じですけれども、そうはいきません。それで、結局、もう時間もないでの私も結論からどんどん先に言っちゃいますけれども、この前も、省令や政令であれだけまだ不確定なことがあり、しかも、これは前の方の委員の方々もおつしやっておりましたけれども、国立大学協会の方々も、まさに「国立大学法人制度運用等に関する要請事項等について」なる文書を配付して、みんなからいろいろな要望を今聞いています。現状を聞いている段階ですよ、どういうところに配慮しているのかはもう御存じだと思います。

○佐藤(公)委員 この前の委員会でもお話ししました、信頼関係があればそれでいいのかもしれないが、やはり、「国立大学法人制度運用等に関する要請事項等について」なる文書を配付して、みんなからいろいろな要望を今聞いています。現状を聞いています。そこで、結構でありますと、私はそれだけを申し上げておきたいと思います。

そして、もう時間もなくなったんですけども、先ほど、午前中の方々から同じお話をあったと思います。まさに二〇〇四年四月一日までに労働安全衛生法を適用する施設が可能であるか、これに関しては、可能であるというような答弁だったようにも思えます。するのであれば、本当にどのような実施計画であるのか、財政的な保障を含めて、文部科学省が資料をまず示すことです。これが実現すれば、可能であるといふことになります。まさに二〇〇四年四月一日までに労働安全衛生法を適用する施設が可能であるか、これが実現すれば、可能であるといふことになります。

そこで、これはこの前の質問とダブることになりましたけれども、一番目に、法人移行に当たって国立学校特別会計の債務返済計画を立案する必要があるということです。本当に、どのような返済計画があるのかということを具体的にちゃんとした資料として出して、国立大学の健全な財政運営の前提条件が欠けているということ、やはりこの辺をきちっと補って考えていかなきゃいけないと思います。

いたのであれば、十年後、二十年後、後悔するような法律により一層なるような気がします。

これにて私の質問を終わらせていただきます。

○古屋委員長 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党的児玉健次です。

私はきょうの質問が最初です。そして、この間の質疑を聞いていると、まだ論議は緒についたばかり、本格的な審議をしないといけない。これは日本の半世紀後、一世紀後の将来を決める重要な法案ですから、そういう意味で、私は、真剣に聞きたい、古屋委員長にもその立場で審議の進行をしていただきたい、こう思います。

さて、まず最初です。学校教育法五十九条「大學には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならぬ。」こうなっています。重要な事項を審議する教授会は、今後も当然学校教育法に基づいて必置です。この点を最初に大臣に確認したい。

○遠山国務大臣 学校教育法のその部分、今回改正をいたしておりません。そのまま残ります。したがいまして、教授会は残るということをございます。

○児玉委員 教授会は残る、必ず残らなきゃいけませんね、これは法律がそのことを求めているんだから。

そこで、国立大学法人法案が予定する大学、大學法人では、教授会はどこに置かれるのか、どのような重要事項を審議するのか。これは、皆さんの言う国立大学がなくなることに伴つてこの法案が成立すれば消滅する国立学校設置法、その中身はこれまで大学の運営にとって非常に重要なものであった、それから教育公務員特例法、これらを踏まえてそれれにおいて判断されるものだと私は考えます。河村副大臣、どうですか。

○河村副大臣 児玉委員御指摘のように、まさきの大臣の答弁でありましたように、学校教育法によって教授会は必置されるわけございました。ただ、法人化後は、非公務員型の法人ということございまして、教員の任命権者は文部科学

大臣から学長になるとともに、教育公務員特例法の適用がなくなり、人事については教授会の議に基づいて行うということとの規定の適用はなくなります。したがって、教員人事につ

いては、今後は各国立大学法人の創意工夫にゆだねられる、これが原則になるわけでございます。

ただ、その国立大学法人制度は、各法人の自主性、自律性を高めて自己責任の拡大を図っていく

等では規定されておりません。これまで教授会の設置の単位とされておりました学部や研究会につ

いては、法律上、規定はないわけでございます。

こうした点を踏まえて、どのような教育研究組織の単位にどのような形で教授会を置くか、これにつ

いては法人の定めにゆだねることになるわけでござります。

そういうことを考えますと、法人化後の大学に教授会の形があつて、それがどのような形でこれから運営されていくかということについては、それぞれの大学が自主的にお決めをいたすことになら、このように考えております。

○児玉委員 私の質問を、副大臣、よくお聞きい

ただいたと思うのだけれども、これまであった国立学校設置法、これまであった教育公務員特例法、これらを踏まえながら、それぞれにおいて判断されるべきだと私は理解するが、どうかと。

なぜそう言いますかと、あなた、今教育

公務員特例法云々とおっしゃったけれども、今度

の改正を見てみても、もある自治体においてあ

る公立大学が法人化の道を選ばないとすれば、そ

のとき教育公務員特例法の内容というのまま残っているじやありませんか。残すでしょ。

どうですか。

○河村副大臣 法人化の道を選ばないということであれば、これはまた別の問題になつてくるわけ

でございまして、今回は国立大学は全部法人化す

るという考え方方に立つております。

○児玉委員 河村さんは鋭敏だから先へ先へ答えてはみなし公務員という考え方もあります。

女子大学があるとする、ありますね。その大学が、県と協議をした上で、法人化の道を選ばない

ということは可能なんだから、そして、そのときのために、この教育公務員特例法の幾つかの部

分、例えば学長の選考だとか教員の採用、昇任、

それは、皆さんこの教特法の今度の改正の第三条の中に明記されているじゃありませんか。そ

れは自治体立の大学が法人化の道を選ばないとき

に残したんであつて、当然この精神というのは全

体として生きしていくし、そしてそれをそれぞれ

どのように活用していくかというのは、先ほど

言ったように、国立学校設置法や教育公務員特例法等の内容を踏まえつそれぞれにおいて判断す

る、そう理解していいでしょ。どうですか。

○河村副大臣 現状では地方自治体のことと今回

の国立大学法人とは別に考えておるわけでございまして、地方の公立大学におけるいわゆる地方公

務員の身分は残るわけですが、その精神は生きる、こういうふうに思ひます。

○児玉委員 今、この教育公務員特例法というの

は、適用を受けていない日本の私立の大学にも非

常に大きな影響力を与えていて、例えば教官の絶えざる研究及び修養の問題、そして大学の自治の

支えである教員人事の自主的、自律的な決定の問題、これらにおいて、私立の大学では、たとえ法

の適用がなくても、それが見事に生かされています。

今、河村副大臣のお答えで私は大体思いがわ

るんですが、結局、国立学校設置法や教育公務員特例法、私はあえてこれまでのと言つてはいるんですけど、これまでの国立学校設置法やこれまでの教育

公務員特例法、それらを踏まえつ、教授会が

ただ、これまでそういう形で運営されてきたということでござりますから、いわゆる国立大学は大学法人化されてもみな公務員という残る部分もござりますので、そういう精神を踏まえてとおっしゃることは私は理解できるわけあります。

○河村副大臣 児玉委員のおっしゃることもわかるわけございますけれども、そういうことではありますから、それがそのまま生きるということにはならない、こういうふうに思うわけでございます。

ただ、それがそのまま生きるわけではありません。扱いではみなし公務員という考え方もあります。

例えば広島県の、ないしあなたの山口県の県立

女子大学があるとする、ありますね。その大学が、県と協議をした上で、法人化の道を選ばない

ということは可能なんだから、そして、そのときのために、この教育公務員特例法の幾つかの部

分、例えば学長の選考だとか教員の採用、昇任、

それは、皆さんこの教特法の今度の改正の第三条の中に明記されているじゃありませんか。そ

れは自治体立の大学が法人化の道を選ばないとき

に残したんであつて、当然この精神というのは全

体として生きていくし、そしてそれをそれぞれ

どのように活用していくかというのは、先ほど

言ったように、国立学校設置法や教育公務員特例法等の内容を踏まえつそれぞれにおいて判断す

る、そう理解していいでしょ。どうですか。

○河村副大臣 国立大学と、そしてもう一つの公

務員であります公立大学と、いうものがございま

う。今まで日本の国立大学を律してきた二つの法

律を踏まえてそれぞれに判断する。私は余り細か

なことは言うべきでないと思う。どうですか。

○児玉委員 後ろの人が必死になつていろいろ耳

打ちをしているけれども、副大臣の判断で私は答えてほしいんですよ。すなわち、私が踏まえてと

い、こういうふうに思うわけございます。

○河村副大臣 後ろの人が必死になつていろいろ耳

打ちをしているけれども、副大臣の判断で私は答えてほしいんですよ。すなわち、私が踏まえてと

い、こういうふうに思うわけございます。

したしかしながら問題は、たゞ一つあります。即ち、この問題を解決するには何が問われてゐるかということ、明治四月一日の時点で労働安全衛生法に基づく施設設備における教職員の健康、風紀、生命の安全保持、そのため必要な改善措置、これが必要です。人事院規則、人事院規則と言われるから、熟読してみました。人事院規則はその点ではかなりラフですね。

そして、どのような人が置かれなきやいけないかといっぱい挙げてありますけれども、安全管理管理者、衛生管理者、産業医等の配置、そして労働者、労働組合の推薦されたメンバーを含む安全委員会の設置、来年の四月一日という時点でもしこれらが整備されない場合、あなたたちがこの文章の中でも盛んにおっしゃっていた日本における知識の拠点としての大学が超法規的な措置になると私は考えるけれども、どうですか。

○河村副大臣　さきに大臣も御答弁申し上げたと思いますが、今回、労働安全衛生法、これ的重要性をかんがみながら、四月一日に間に合わせるために最大の努力をして、今の御指摘のないようにするというのが文部科学省の私どもの責任である、というふうに思つておるところでござります。

○児玉委員　これは決意表明じゃ済まないです。結果責任なんです。その瞬間にどうなつているか。指示を出したとか通達を出したというのではなく問題じゃないというのは、私はその意味で言つているんです。今どうなつてているか。

例えば、この点で、日本の大学、というのは本当に残念な経過を幾つか踏まえていると私は思いました。

遠山さん、一九九一年十月一日に大阪大学農芸キャンパスで何が起きているか。基礎工学部の五階研究室で爆発が起きて、物理系専攻の院生と電気工学科四年生が亡くなつて、そして負傷者が随分出た。このとき、私たちの石井郁子議員は、大阪市に、この現場に行きました。一九九二年八月十日午前十一時、北海道大学工学部応用物理学学科G百

このときは、私はそのまま直後に北海道大学に行きました。そして、なぜそういう事故が起きたかということをいろいろ伺った。

そこで、私は聞きたいけれども、先ほどから出ている労働安全衛生法に適合する状態になるための予算の算定をしたのか、しなかつたのか。今からすると言っているので、私はどうも理解できない。そして、その財源をどこから出すかといったら、きょうの午前中でしたか、河村副大臣は補正予算とおっしゃったけれども、不明にして私は、この後小泉内閣が今年度中に補正予算を出すということを約束しているとは聞いたことがないんです。

この労安法に移行するために必要な予算を算定したのか、しなかつたのか。そして、当然、皆さんはその点では熟達しているから、どのくらいの推定額か、そして財源はどこから出そうとしているか、改めて聞きたい。

○河村副大臣 私が補正予算ということを申し上げましたのは、内閣の方針が決まっていないのに僭越であったかだと思いますが、どうしてもこれは必要であれば、政府に対してといいますか、文部科学省として要求しなきやいかぬな、私はとっさにそう思ったから申し上げたわけでござります。

現状では来年の四月一日から実際に移していくかなきやいかぬ。法律違反的な条項あるいはそれをなくしてスタートさせる、これは当然のことだ、私はこう思っておりますが、現実に、その細部にわたってということになりますと、この労働安全衛生法の適用の、どの部分をどうすればいいかと、もあいましょうし、法的にきちっとしなきゃいけない部分も出てくるであります。

そういうものをある程度精査しなきやいかぬと、いうことで、さきの、午前中に山元委員にもその

しておりますが、それを充當してやっていくといふことで、早急にその細部を出せと先ほどからもうり詰めた数字を出していきたいというのを今事務当局で考へているようござりますから、その時点ではそういうものがはつきりするというふうに思っております。

○**児玉委員** 私は、それは衆議院の審議に対する侮辱じゃないかと思う。それだったら、月中、審議続けましょう。参議院に行つたときに資料なるものが出でてくる、そういうのは後の祭りと言つておきますよ。こんなふまじめなこといいですか。

例えば、同じように、最近独立行政法人に移行した産業技術総合研究所というのがあります。こも技術研究その他を真剣にやっている。職員は三千二百人、箇所数は、ちょっといろいろ調べてみたけれども、あれを一ヵ所と見るかどうかといふのがあるようなんで、十数カ所と言つておきましょう。ここで二〇〇一年法人移行に際して、責任を負う省庁は結果責任をとりましたよ。そして、それを、指示を出したとか調査はしているなんて、そんな生易しいことでなくして、何十何億何千何百万円という予算を明確につけて、そして二〇〇一年四月一日に法人移行したようです。そのことは是非別ですよ、独立行政法人化がいいとは私は思わないから。

そこで、もう一遍聞きますが、河村さん、確かに補正予算を出すというのは今からの大問題で、あなたや遠山さんに決めていただくことではないだろうと思う。三千二百人のこの産総研でも、アバウトに言って二十五億円かかっているんですよ。そして、全国の大学でどうかというのは、さっきの大坂大学と北海道大学の例にも、悔しいけれども見事に出ている。

そういう中で、今現場の人たちがどういう思いをしているか。国大協、この前参考人に来た石さんは、私はその点では無責任だと思う。というの

は、このままだと四月一日の施行が無理だから運用上の配慮ができないかなんというような文書を出す国大協の責任者というのは、責任は負えないと。そして、その文書について、例えば山形大学のある学部長が山形大学の仙道富士郎学長に対してこの五月十三日に意見を出していますよ。

運用上の配慮とは、教職員の労働安全に関する権利を無視する違法行為を合法化することです。労働基準法と労働安全法の国立大学法人への適用を除外する超法規的措置が文部科学省の権限でできるとは思えません。そして、運用上の配慮によって教職員が違法行為に加担させられます。

まさにそうなるじゃありませんか。大臣、どうです。

○遠山国務大臣 来年四月に法人化いたしますと、現在の人事院規則に掲げられている基準により、委員は人事院規則をラフだとおっしゃいましたけれども、私はそれなりのしっかりした中身だと思いますが、それよりさらに詳細な面も含まれる法律、別途あるわけでございまして、それに合法的でなくちゃならないというのはおっしゃるところです。

まだこれから四月一日までの間に時間がかなりございます。私どもいたしましては、既に各大学の実情を調査し終わっております。そして、それに対する改善計画を今各大学がつくっております。それについて、それぞれの内容をもらいまして、それを精査し、そして国としてこれぐらい、これからどれだけ要るかということをもちろんやるわけでございますが、私どもの考え方では、十分に必要なことにこたえられるだけの予算措置は今のことろしているのではないかと思います。

それは、まだ細部にわたっての幾ら幾らということまではいっておりませんけれども、これから四月に至るまでの間の私どもの責任でもございまして、各大学の責任でもあるわけでござります。そういう違法状態が生じないように一生懸命やることを、政府の責任において答えていただきます。

○兎玉委員 今あなたの言つた言葉を決意表明と
言うんですよ。やりますと言うけれども、結果が
どうなるか——何ですか、いいじゃないですか
と。何と言つた、あなたは。言いなさい、今の言
葉を。失礼じゃないか。まじめにやれ。

○古屋委員長 児玉健次君、審議を続けてください。

○兎玉委員 今の言葉、取り消しなさい。

○古屋委員長 委員長が指名をした言葉ではござ
いません。

○兎玉委員 あなたに聞こえたでしょう。

○兎玉委員 そういう態度で、あなた、大臣が務まると思
いますか。

そこで言いたい。この労働安全衛生法について
言えば、百十三条というのがあって、経過措置は
極めて限定されています。

あなたは今、私はちゃんと聞いたけれども、い
いじゃないと言つたけれども、労働安全衛生法に
関する管理体制が不備である場合は、事業所への
立入検査、建造物の使用停止命令、罰則等が適用
されます。そういう場合に、あなたはどのよう
な責任をとりますか。いいじゃないと言います
か。

○遠山国務大臣 今の時点では、政府が責任を持っ
てこの点については対処をするというお答えをし
たわけでござります。

そのことにつきまして、私としては、ここで明
言することによりまして、各大学におかれましてはぜ
ひ改善計画をしっかりと立て、そしてみずから
も努力をし、我が省も努力をするという形で、来
年度の法適用後において違法がないように一緒に
努力すべきではないかと思います。

今、労働安全衛生法に違反した状態が仮にあ
った場合どうなるかということで調べてもらいまし
たけれども、通常、労働基準監督署から指導があ
ります。そして、それでもなお改善されない場
合、それから労働災害が起つてその原因がこの
違反であったような場合にいろいろ罰則適用とか
があるわけでございます。

私どもとしては、そこに至るまでの間に、これから四月までの間に必要なことについてはしっかりと対応する、そういう考え方であります。
○児玉委員 きのう、私は、まさに労安法を担当している厚労省の担当者と相当突っ込んだ議論をしました。あなたが今言つた、直に罰則とか立入検査が来るのはないと。そこにあなたは期待しているんですか。
○遠山国務大臣 私の言いたいことは、法施行までの間にしっかりと国と大学とが協力をして、この問題を事前に解決し終わっておくべきだと思つております。
○児玉委員 まさに結果責任で、あなたは今答弁の中で、それぞれの大学において努力してもらうという趣旨のことを言つたけれども、これはそんな性質のものではない。あなたたちの責任です。そして、そうならないなかつたときに、あなたはどのような責任をとるか、はつきりさせてほしい。
○遠山国務大臣 大学の施設でございます。大学がその教育研究に用いる施設設備につきましてしっかりと管理をして、そして本当に必要であれば、緊急のものについては優先的に私どもでそれを安全なものにするよう努力するわけでございまして、私は、大学が何も責任がないというおしゃり方は、それは大学に対してむしろ問題ではないかと思います。
この問題は、大学側と我が省と両方で問題の解決に当たるという性質のものでございましょう。
○児玉委員 あなたが言うせりふではないんですね。文部科学大臣がそれぞれの大学の責任においてなんということを、この法律を出した立場から言えませんよ。それぞれの大学は今まで人事院規則について一定の努力をして、国大協は間に合わないと思ったから運用上の配慮と言つたんです。
そこで、最後に言いたい。
私は、これは結果責任だと思う。四月一日にそのようにならなかつた場合に、この法案を凍結すべきだ。どうですか。

○河村副大臣 私どもとしては、そういう事態の起きないように全力を尽くす、そういうことを申し上げたいと思います。

○児玉委員長 終わります。

○古屋委員長 中西績介君。

○中西委員 私は、今まで論議をずっとお聞きいたしておりましても、多くの問題があるということを感じいたしながら、きょう採決ということでおざいますから、総括的なものも含めまして討論に参加をしたいと思います。

そこで、昨年三月、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議、これが最終報告として、「新しい「国立大学法人」像について」を提出いたしました。

その結果、二十一世紀に向けて、今までの論議でもわかりますように、不十分な法案を提出したわけであります。が、国立大学を法人化することによって国民が期待する展望を開くことが可能だとお考えかどうか、この点についてお答えください。

○遠山国務大臣 これからも未来を考えると、人類の真に豊かな未来の創造に向けて知の再構築が求められております二十一世紀におきまして、日本の高等教育が世界的な水準の教育研究を展開して、その期待される役割を十分に果たしていくますためには、各大学が教育研究の質を不斷に改善をし、あるいは向上をし、維持をし、そして切磋琢磨する中で、それそれが個性輝く大学として発展していくことが求められているわけでござります。

我が省としましても、このような基本的な認識のもとに、大学の自律性を高めるために、諸制度の弾力化、あるいは責任ある意思決定と実行を可能とする組織運営体制の整備、さらには多元的な評価システムの確立などの大学改革を展開しているところでございます。

今回の国立大学の法人化に当たりましても、こうした大学改革の流れというものを前提として、独立した法人として意思決定を行うことができるところでございます。

しっかりとした経営体制の確立を図った上で、大学ごとに法人化をし、互いに切磋琢磨しながら一層の個性化を図り得る状況をつくり出す、そして、専門的な角度からのきめの細かい評価などによって、各大学が教育研究の質の向上に積極的に取り組む環境をつくり出すというようなねらいのもとで、国立大学の改革を飛躍的に推進するための仕組みを盛り込んでいるところでございます。

私どもいたしましては、このように、知の世纪を担う我が国にとって非常に大事な大学でありますところの国立大学におきまして、新たな展開、新たな確実な歩みを始めてもらえるようについて、現在の法案を提出させていただいているところでございます。

○中西委員 そうしますと、法人化することによって大きな進展を、そういう展望を開こうとしておるということを言われるわけでありますけれども、時間がありませんから細かいことに触れませんが、それでは国立大学では、改革が不可能だつたんでしょうか、今言われたような事柄がでいるところをございます。

○私見を言わせてもらうならば、公務員削減二五%から始まり、その後における改革と称する幾つかの提言なり報告なり、いろいろなものが出ました。それは全部、私たちから見ると、経済活性化のための大刀改革としか映らないんですね。そのことが大学を改革することにつながるだろうか。むしろ私たちは、少なくとも、大学の本来の責務だとか、あるいは本来持たなくてはならない基本原理を生かしながら、役割があると思うんですね。だからこそ、私は国立大学であったと思うんですね。だのに、昨年、こうした国立大学の法人化です。

ですから、そういう基本的な問題が、このようにして論議する際も、数は少数でありますけれども、半数の、野党の皆さんのはんどんこれに反対をして今論議をしておるという状況。では国民の側から見ると、それは、内容がどうなのかといふことを本当にまだわかつてはおらないと思うんですね。だのに、昨年、こうした国立大学の法人化

へ向けてということ、前からあつたということを一般から何回か答弁にはありましたけれども、法制化し、そして来年四月一日から実施をしなくて、具体的なものを知らなかつたという大学人がみんな意見を言い始めているという状況。こういうところを見ますと、私は、よほど自信がないと国立大学では改革が不十分だったということを言えないんじやないかと思うんですけれども、その点、お答えいただけますか。

○河村副大臣 委員御指摘のとおり、今回の大学の法人化は、やはり大学改革の一環としていくというのが基本理念にあるわけでございまして、実は、国立大学をこれからどうするかという議論は随分前から行われてきましたのでありますし、世界に発信する、また大学の活性化が必要だと言われ続けてきたわけであります。それで、平成十一年四月の閣議決定、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討しようというあのときの閣議決定、これを受けたわけでございまして、大学の教育研究の活性化を図る、こういう観点から大学改革をしていこうということで來たわけでございます。

そして、今の国立大学については、もちろん国の財政措置といいますか、これを前提にしながら、さらに自律性を求めて自主性を高めながら、国の事務事業を効率的、効果的に実施していくかなきやいかぬ、こういう考え方で、特に、独立行政法人の制度の発足に当たってこの考え方が導入されています。

しかし、大学の教育の特性ということから考えて、独立行政法人のいわゆる独立行政という考え方、行政という考え方は大学にそのまま適用しない、大学はやはり教育研究の場であるから、別の法律で考えていいかなきやいけない。もちろん基本理念はそういうことが当然これからあってもしかるべきだろうけれども、しかし、大学改革といふものはそれだけではできないということで、国立大学法人とという新しい形をとってやっていこうと

いうことになつたわけでござります。
確かに、大学改革の視点から見ても、これまでの国立大学というのは、今まで随分言われてきましたように、まさに文部科学省の仕組みの中の一組織の中に完全にすっぽり入つて、まさに護送船団方式の中で一緒に動いておつた、こういう形でございますが、そのために組織・定員の問題についても、一々文部科学省への要求等々、担当省庁の審査を経なきやいけないという、よく文部科学省がはしの上げおろしまで言うのかと言われおりましたが、そういう状態から外れていかなければいかぬ。
予算についても同じようなことが言える。単年度主義によって年間の繰り越しが困難だというような問題が国家予算にある、そういうこともクリアできるだろう、費目間の流用も可能になつていいだろう。
人事についても、給与法に細部まで決められておるというようなこともあります。あるいは学長、公務員制度の壁があつて、外国から学長を求めていたいと万一考えたとしても、全く手がつかないという状況もあつた。そういうような運用上の制約もこの際外していきながら、大学が活性化する。もちろん大学の自律性、そして自己責任といふものも拡大し、そうした中で今まで以上に創意工夫が大学に生まれていく。
そして、外に出る、独立することにより、適当な競争関係も生まれながら、まさに大学間の切磋琢磨というのももつと生まれていくだろうということ。それから、歐米の諸国を見ても、大部分の大学がいわゆる法人格を付与されている現況を見ても、日本の大学もそういう形でこれからさらに発展をしてもらいたい、こういう思いが今回のこの法人法の中に込められておる、私はこのよう思つておるわけであります。

○中西委員 国立大学法人のこれを進行させたときには幾つかの問題が出てくるということは、この前から多くの皆さんからも指摘をされておる部分がありますね。あなたが今言われたことは、文科

省、かつては文部省です、これがむしろ管理統制的で、という面を強めておったからそのことがあったのであって、それを今度は抜け出ようとするところを全部処分していく、こういうやり方をしてきたんですね。むしろ、文部省が、文化省なら文化省スポーツ省ならスポーツ省というぐあいにちゃんと分かれて、そういう権限を持たなかつた方が自由でよかつたんじゃないかと私は思うんですよ。それくらいに思うんです。

あなたたちは分権という言葉をよく使いますけれども、分権をといながら、この前のこの運営資金の問題のときに出てまいりましたように、財政上の問題からするとやってはならないようなことをやって、しかもそれはどうするかというと、皆さんからいろいろなものを出させて皆さんのお目に通ったものについて補助金をするという、分権からするとまた逆の。そういうことこそちゃんと各地方に財政的な措置をさせて、それによって各地域に根差した本格的なものを、そこに主体的に起こってくるものをどう引き起こしていくか、こういうことを、環境をつくり、財政的なものの援助をし、それが文科省じゃないかと私は思うんですね。ところが、今も、出てくるのはみんな逆になるんです。依然としてまだそれが続いているまます。

ですから、私が今度のこの問題について特に感じます点を申し上げますならば、先ほど申し上げましたように、一五%公務員削減から始まって、この法人化というのがずっと進行して、皆さんが先ほどから言わされましたように、私なりに要約すると、規制の緩和と大学の自由の裁量の拡大だとか、大学の独自運営による多様化の進展だとか、適切な競争原理、第三者評価による国際競争力のある大学などなど、こういうように言われていますね。ところが、では本当にそうなるだろうかと、いうことを、私は懸念します。大学というものが、質の高い高等教育、学術研究を、市場競争社会で本当に実現できるだろうか、私、特にそのことを感じます。

特に、何と言つたってまだ国立ですか、原資を持つてゐるのは文科省なんですよ。ですから、今までずっと出てまいりました、いろいろあります。が、例えば経済財政諮問会議、これが立てました方針を見てみますと、五年に二十四兆かけて、生命科学だとか情報通信だとか環境だとかテクノロジーだとか、こういうようなものを四つ挙げましたね。

そうすると、今のようなやり方でやりますと、例えばトップセーティーの問題にいたしましても遠山プランにましましても、ずっと見てみますと、運営資金の配分がそれぞれの法人の何と直結していくかというと、中期目標であり、中期計画であり、大臣の許可であり、しかも、これは総務省の許可がまた要るわけでしょう。こうなってくると、結局、そういう政策面だけ、さっき私が最初に申し上げたように、経済活性化に向けて、おくれたから大変だ、これをどう補完するかということと、特定の教育だとか研究分野にのみ偏る可能性は、私は全くないとは言えませんよ。

評価するときに、何を基準にして評価しますか、こういう問題が一つあります。この前選びましたね、三十選んだ。こういうことからしますと、これは、選ばれたものは、さっき言うものの中から大体選ばれていってますよ、見ていただければわかるよう。こういう状況からしますと、結局、ますます、大学間の格差が拡大、増大するということになつてくるだろう、私はこう指摘をせざるを得ません。

そして、もう少し大事なことは、大学内における問題です。教育研究分野の内部における競争が今度また出てくる可能性があるんだ。なぜかといふと、御存じのように、補助金を二年間使った結果、今度はだめだと判定したときには、それを返さなきゃならぬようになつてゐるわけですから、そういうことから考えますと、長期的視野に立つた研究だとか基礎研究、あるいは教養教育などの総合的人間知、社会倫理の責任知だとか社会科学の批判的知がなおざりにされる可能性があるじゃ

特に、何と言つたってまだ国立ですか、原資を持つてゐるのは文科省なんですよ。ですから、今までずっと出てまいりました、いろいろあります。

ありませんか、奨励するところはそういうところを持つてゐるのは文科省なんですよ。ですから、

深める、知識を深めるような研究とか時間のかかるような研究、そういうものにもきちっと目を当てるから、大学の役割とは何かということの基本論議と連ねて考えてみた場合に、本当に、私が言った方針を見てみると、五年に二十四兆かけて、

う質の高い高等教育、学術研究、こういうものが行われるということを自信を持つて言えますか。

○河村副大臣 中西委員がおっしゃった、いわゆる市場競争原理だけで大学の質の高さというものが保持できるかという御指摘がまずあったわけでございますが、市場競争原理といいますと、私の頭の中には、いわゆるコスト面であるとか、あるいは消費者を対象とした消費拡大であるとか、売上上げを伸ばすとか、まさにそういうような競争があるわけであります。

大学における、大学は知識の創造と継承を担う、大学によって担っていく、そして、高等教育、学術研究、非常に高度な、専門的なものにかかるわけでございますから、そういうものがやはり大学で行われなきやならぬ。あのカミオカンデなんというのは、恐らく私学ではできなかつたろうと思うんですね。国立大学だから

午前中も申し上げましたが、小柴先生のノベル賞のあの考え方、あれがすぐ役に立つものじゃない、こういうものを大事にすることが、まさに人間としての、人類としての知識に対する欲求、これが大事なことなどおっしゃった、そういうものがやはり大学で行なわれなきやならぬ。あのカミオカンデなんというのは、恐らく私学ではできなかつたろうと思うんですね。国立大学だから

ござりますが、市場競争原理といいますと、私の頭の中には、いわゆるコスト面であるとか、あるいは消費者を対象とした消費拡大であるとか、売上上げを伸ばすとか、まさにそういうような競争があるわけであります。

今回の法人化というのは、国立大学が持つてきましたものは生かしながら、もちろん運営は効率化していただきますが、運営のやり方をもつと変えていこうということを考えておるわけでござります。中西委員が御懸念のような点についてももちろん十分配慮しなきやなりませんが、これ

はむしろ、これから、各大学がそういうことを十分考えて、自由にやる段階で、私は、そういうことがもっと高められていくだろうし、もちろんその中には、科学技術創造立国として二十四兆を計画いたしておりますが、そういうものも当然含まれてくる、これはやはり知の創造という意味で大した。これはある意味では、そうしたい意味で競争、そして切磋琢磨が出てきておるというふうに思うわけでございます。

もちろん、そのために、御指摘のようなCIO

Eもそうであります。た適切に見る評価機関といいますか、これをもつと熟度を高めていかなきやいかぬということも当然これに伴つてくることだ、こう思つておるわけでございます。

そういう意味で、さきの午前中の議論の中にございましたが、これを客観的に見る、まことに思つておると、そういう動きがある。経済効率議が経済効率だけで教育を考える嫌いがある。これは私の偏見かもわかりませんが、どうもあの動きを見ていると、そういう動きがある。経済効率第一に考えながらやっていこうとする動きがある。私は、これは要注意だ、こう思つておりますけれども、それで成功したという例はありませんよ。

○中西委員 今あなたが最後におっしゃったところあたりは、それがとめられないんですよ。八〇年代から大学改革という問題が論議され始め、特に九〇年代になってそのことが加速してきた、ここ数年の間ににおける加速度というのは、また顕著なものがあるんですね。

そういう歯どめが、あなたたちが自信を持ってやれるというなら、私たちも安心できますけれども、それができないんです。だからこそ、主張しない、こういうものを大事にすることが、まさに人間としての、人類としての知識に対する欲求、これが大事なことなどおっしゃった、そういうものがやはり大学で行なわれなきやならぬ。あのカミオカンデなんというのは、恐らく私学ではできなかつたろうと思うんですね。国立大学だから

時間がありませんから、これについては余りりませんけれども、少なくとも、公共性と教育の機会均等が重視されて初めて、国立大学だからこそ、競争原理によって自らの大学のみの利益拡大、こうすることをやめて、あなたが最後に言ったように、共同研究だとか、横の連携を強めてやりさえすれば、先ほど問題を出しましたけれども、三十のそういうトップクラスをつくるとかいつても、どんどん尻をひっぱたくような発表をするじゃありませんか。本当にそういうことででききるのか。基礎的なもの、底辺の広いものでなくちゃ、教育というのは私は実を上げることはできないと思うんです。特定の人だけをやるなんといふことは、私、今までずっと見てきておりますけれども、それで成功したという例はありませんよ。

だから、やはり国立大学としてのこの公共性というものをもう少し、でなかつたら、もう国立大学を放せばいいじゃないですか、あなたたちさつきから言うように、自由にするとかなんとかといふふなことを言つんだったら。そして、私立大学に全部して、そこに全額今の金を。

さらに、先ほどから出でるよう、最後に言います。

おうと思つていたんだけれども、日本の予算といふのは、外国に比べて半分あるいは三分の一なんですよ、関係費、国のGDP比からいいまして。こういう國の中では無理をしてやるとなれば、なあさら公共性のあるものを生かしていかぬと、国立大学の意味というのはなくなると私は思いますが。そういう点が、これをつくるに当たって、あなたたちの視点の中にはもうなくなっている、そのことを私は言いたいんです。

もう一つ大事なこと、先ほどから大分問題になつておきました学問の自由と大学の自治、教授会自治、こういうふうなものは大学によつてすべてということを、大体、先ほどの言葉から聞き取ればどれるような発言をなさつておられます。果たしてそうでしょうか。

私が一番心配しているのは、一番最初に言った、目標だとか計画だとか、すべて許可であり、そして今度は学長を選ぶに当たつてもそつだし、今度、外部から人を入れるにしてもそつだし、先ほど言つた教授会の位置づけというのは、先ほどお聞きしましたからわからましたけれども、いずれにしても、こうした点が、皆さんのが最初に掲げた規制の緩和と大学の自由裁量、これを本当に拡大できるということになるのかというと、私たちがこの法律を読んでいくと、むしろ規制を強めるような内容になつてゐるんじゃないかということを、私たちは危惧をした。この前からの論議はほとんどそうですよ、皆さん。ここが私は一番問題じやないかと思いますね。

ただ規制緩和でいりますならば、事務量の簡素化、効率化などと言つけるけれども、例えば、経営協議会だとか、教育研究評議会だとか分離します。あるいは、企業会計の原則を入れてやるとかなんとか、目標、中期計画の作成、そういういろいろなものから全部ずつとしていきますと、むしろ規制の方が強まつていきますよ、事務の簡素化はされません。これは大学の人たちがみんな言つてゐるわけです。ですから、そういう点からしますと、私は本当

に、あなたたちが、決意じやなしに、結果はこうなるんだというものをびしつと出していただい

て、そしてここでみんなで論議をするならば、みんななるほど、それならいいじゃないかということになるとになるし、意見のある人もおるでしょ。やはりここがそういう場にならぬと、本格的なものにならぬと私は思いますよ。だから、これは非常に拙速主義です。何かありますか。

○遠山国務大臣 大学の自治の問題あるいは大学の自主性の問題について大変懸念をされたり、というものが規制されないようにとおっしゃつておりますわけですが、それとともにそのことによって今の国立大学といいますものが活性化されていない面がある。それを、いろいろな規制を取り払つて、そして自由闊達にやっていただきたい、私が一一番最初に言つた、目標だとか計画だとか、すべて許可であり、そして今度は学長を選ぶに当たつてもそつだし、今度、外部から人を入れるにしてもそつだし、先ほど言つた教授会の位置づけというのは、先ほどお聞きしましたからわからましたけれども、いずれにしても、こうした点が、皆さんのが最初に掲げた規制の緩和と大学の自由裁量、これを本当に拡大できるということになるのかというと、私たちがこの法律を読んでいくと、むしろ規制を強めるような内容になつてゐるんじゃないかということを、私たちは危惧をした。この前からの論議はほとんどそうですよ、皆さん。ここが私は一番問題じやないかと思いますね。

しかしながら、国費を出すということにおいて、一種の枠組みといふものは使わざるを得ないわけでございます。しかし、その際にも、さまざまなかな規定におきまして、教育研究の特性を配慮、それから国立大学の意見をよく聞くようにから始まつて、さまざまな特例を定めているわけでござります。

私は、今回の法改正の特色につきまして、中期目標あるいは中期計画の定め方において最終的にかかわるという点のみに集中されて、むしろ、何をねらつてあるかということにおいてもつと広くそのプラスの面をお考へいたいたり御説明いたしました。私ども、この大変重要な問題につきまして、長らくやってまいつたわけですが、特に大学関係者との意思疎通につきましては、最初から非常に腐心をいたしてまいつております。直接に、さまざまなかな大学長あるいは協会としてのまとまり、さらにはノーベル賞クラスの有識者を

含みますさまざまな懇談会、さらには調査検討会を開催いたしまして、その方向性について十分相談をして、そしてそこで練られました、そこでおまとめいただきましたものをいかに法律に表現するかということにおいて、各省との協議におきましても大変な労力を払つてきたわけでございま

す。その精神は、やはり大学という学問及び教育を展開する場のあり方の基本を定めるということにおいて、私どもとしては真剣にやってきたつもりでございまして、ある部分のことのみを強調されると、私どもとしても、それはむしろおおざいまして、ある部分のことのみを強調されますが、私どもといつてしましても、それはむしろこの大きなねらい、日本の未来がかかっているようこの法案でございます。私どもとしては、こ

こにおいてはしっかりと、その理念なり哲学なりというものを、各大学において十分にこれをこれから実現していただきたい、また、そのためにはさまざまな支援はしてまいるわけでござりますけれども、そういうことについて御理解を賜りたいと、いうふうに思います。

○中西委員 ですから、先ほどから、きょうの論議をずっと聞いておりまして、先にそうした法律なりなんなりを全部整え、そして先ほど出ておりましたように、例えば労働安全衛生法、こういう問題だとか、あるいは法人に移行するに当たつての、移行前の問題だとかあるいは移行後の問題、そういう財政的なもの、これがなきや大学運営はできませんからね。そういうふうなものをちゃんと、人に言われてから、急いで今から調査するなんというふうなことをさつき言つていまし

たけれども、こんなことで私たちに論議をせよどんなどうなことおいてもつと広くいうこと自体が、委員長、どう思いますか、余りにも不見識なんですね。国会軽視なんですよ。これは、与党の皆さんもみんな、与党の皆さんは、先にこの論議をすつとしておるからある程度理解はしておるといつてしましても、我々、ここで論議するところですから、こうした点がやはり不十分だということは十分考えていただかなくちゃ

そこで、時間がもうなくなつてしまりましたから先を急ぎますけれども、私は、本来大学のあり方というのは、むしろ、国際競争力ということよりも、これから日本のあり方 자체、問題になりまつたように、財政諮問会議から出されたときに野依さんが言わされましたように、これから先は日本を支えるこういう四分野を、次に来るところ

を大学なりなんなりで本格的に研究する、基礎研究をする、そのため資金をどんと投入するといふことを言わなきやだめだというんです。そういう指摘が盛んに今されておるわけでしょ。ですから、私は、競争ということよりも、むしろ貢献をどうしていくかということがこれから大学なりますか。一国でやれ、そして突出をせいあるいは日本の果たすべき役割ではないかと思うんですね。

あるいは先端技術。例えば金のかかる先端技術なんというのは、さつきから言われておりますように、国際的に協力して各国の分担ですみ分けをしたりすればやれるようなことがたくさん今あるじゃないですか。一国でやれ、そして突出をせいというやり方をやつたらだめなんですね。もうそういう時期じゃないということなんです。

あるいは、国益を争う前に国際的な連携をして、人類の課題をどう解決していくかという問題等を中心にして、これから基本的な理念をどこに置いてやるかということをやつておかぬと、大学のあり方そのものがおかしくなると私は思う。そうなればなるほど、大学間における競争だけではまだ問題がある。

ですから、私は、少なくともこれからは競争より連携、このことが大学のあすを開いていくようになるんじやないかという気がしてなりませんので、こうした基本的な理念というものをもう一つ打ち出してもらって、合意をした上でやつていくという形をとつていただきたいと思います。もう時間があつませんのでやめますけれども、こうした点についてお願ひをしたいと思います。

それから、細かいことになりますけれども、これは通つた後また問題になる点があると思います

セシムを得ませ

また、政府案では、経営協議会や教育研究評議会、学長選考会議の構成について細かく規定し、また個別大学の理事数を法定化するなど、おおむねそ遠山大臣の言う「さまざまな束縛から大学を解放」するという姿からはかけ離れた内容であり、断じて容認できません。

大学法人の評価についても問題があります。政
府法案は各大学の生殺し奪権を握ると言つても
過言ではない評価委員会の構成や運営交付金の算
定基準など重要な部分をすべて不明確にしたままで、
見切り発車をしようとしています。これでは、各大学は、文部科学省官僚の顔色をうかがいながら
大學運営に当たらざるを得なくなるであります。
ましよう。こんな状況を許していいわけがありませ
ん。

明のままこの法案に賛成するといつことは、無責任のそりを免れないと言わざるを得ないと私は思います。

これらの点について、民主党の主張する修正がなされない限り、我が党は、国立大学法人法案並びに国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案には反対することを表明いたします。

また、独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づいては、全国五十五の、本来ならばそれぞれに特色のある国立高等専門学校を乱暴にも一本化し、文部科学大臣が策定した中期目標を押しつけるという内容からも明らかのように、国立大学法案以上に各学校の独自性、主体性、学問の自由を否定するものであり、反対であることを明らかにして、私の討論を終わります。(拍手)

○古屋委員長 次に、石井郁子君。
○石井(郁)委員 私は、日本共産党を代表して、
国立大学法人法案など関連六法案について反対の
討論を行います。

日というのでは、立法府として余りにも無責任と言わなければなりません。審議は尽くされたどころか、審議されなければならない多くの問題が残されたのです。独立行政法人メディア教育開発センター法案などは、全く審議されないまま採決されようとしています。こうした中の無謀とも言える委員長職権による採決の強行に厳しく抗議するものであります。

この間の短い審議にもかかわらず、国立大学法人法案は、憲法に反する欠陥法案であることが浮き彫りとなりました。

大学の中期目標を文部科学大臣が定めるなどとされたか、文部科学省内に設置された国立大学評価委員会で評価された上に、総務省内に設置された政策評価・独立行政法人評価委員会の評価を受けなければなりません。そして、中期目標終了時すなわち六年ごとに、文部科学大臣は、廃止・民営化を含めて所要の措置を講ずるとしているのです。

これでは、大学の自主性、自律性どころか、憲法に保障された学問の自由、大学の自治を奪う教育研究への国家介入、統制強化法にはかなりません。

しかも、国が立てる目標を忠実に実行できるようには、学長の独断専行体制の確立とともに、学外者との権限を極端に肥大化させているのも問題です。さらに、一兆三千億円もの巨額の債務を附属病院を持つ国立大学法人に押しつけることや、労働安全衛生法という労働者の生命と安全を守る国の基準を満たさず、違法状態のまま出発せざるを得ないことも明らかとなりました。

まさに法案は、我が国の高等教育機関の発展と国民の教育権を危うくするものです。このような陥れ法案は廃案にすべきです。

民主党の修正案についても、国による大学の設置責任の放棄、財政責任の法人への転嫁、教職員の身分問題など、政府案と基本的スキームは変わらず、反対せざるを得ません。

この間、我が国の大学の行く末を憂慮した多くの大学人がこの委員会傍聴に駆けつけています。また、学部教授会の批判的決議が相次いで上げられていますように、この法案の大学関係者の合意はなされません。国立大学協会が六月十日に総会を開き、意見を集約すると言っています。自主性、自律性を言うならば、法案を押しつけてはなりません。

このことを強く指摘し、討論とします。（拍手）

○古屋委員長 次に、山内恵子君。

○山内（憲）委員 社民党的山内恵子です。

国立大学法人関連六法案に反対の立場で意見を申し上げます。

私は、大学は改革されるべきだと思っていました。しかし、今回の法案は、多くの人々の願いにこたえるものではありません。どなたかがおしゃったように、文科省による文科省のための改革と言われても仕方がないような法案です。

国立大学法人法案は、国立大学の制度的な方を根本的に変更するものであり、ひいては私立大学を含む日本の大学制度全体に影響を与えるものです。だからこそ、学長のみならず、大学の教職員の皆さん、学生、保護者の方々、国民の声に耳を傾けるための公聴会を開くべきだったと思います。

この法案によって、文科省・官僚の統制が強くなる一方で、予算一つを見ても、21COEの考え方が示すように、競わせて淘汰していく。その結果、何が起こるのか。財政の逼迫している地方の大學生や、弱い私學はつぶれていくことになるでしょう。そのことによって、地方では、仕送りのできる家庭の子供だけが中央の大学に進学できるという時代を迎えることになるのではないであります。

だからこそ、審議の途中でワシントン置い

て、危機感を持つていてる地方の声、私学の声に耳を傾ける地方公聴会が必要だったと思います。なぜこんなに急ぐのか、理解ができません。

法案の内容もひど過ぎます。先日の山岸参考人は、法案の最大の問題は、中期目標を大臣が定めることだとおっしゃっています。大学の自治、学問の自由は保障されなくなります。

大学のありようは、富士山型ではなくて、八ヶ岳型がいいとおっしゃっていますが、法案による大学のありようは富士山型です。これでは、この国の学術の研究は必ず行き詰ります。

今回の法案では、富士山の頂点に強大な権力をを持つ学長を置いているように見えます。学長が大学をうまく運営すれば、その学長が再任される、しかし、問題があれば解任する、それは当然のことですけれども、学長選考会議のあり方は八ヶ岳型、まがいのシステムになっていると指摘した方がいます。学長選考会議に学長が入っているからです。これでは、被告と裁判官が同一人物であるという、八百長だということではないでしょうか。その上、その学長の任命権と解任権を文部科学大臣が握っています。ひどいではありませんか。

ですから、今後、我が国の教育が一層困ったものになるのは、文科省を頂点とする峰が一つとなるということが見えるからです。この法案は、八ヶ岳のようなたくさんの峰をつくる道を閉ざす法案だと私は思います。

また、このたび明らかになつたように、国大協文書に見られるように、二〇〇四年四月一日法ノ施行は、違法状態を生み出しかねません。移行のためにかかる費用、移行後の費用が明らかでないでの、法案の前提条件が保障されていないというふうに私は思います。法人化したけれども財政支出はふえた、これでは、国会として国民に対して責任をとれません。それも教育研究のための費用がふえるというならまだしも、そうではないでしよう。

国大協文書にあるように、不安材料があり過ぎます。しかも、この文書に対して、文科省の虚偽

これを許します。遠山文部科学大臣。

○遠山國務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

どうもありがとうございました。

○古屋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古屋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

国立大学法人法案に対する修正案

国立大学法人法案の一部を次のように修正す

る。

第一条中「自立的な」を「自立的な」に改める。

第二条第五項中「文部科学大臣」を「国立大学法

人等」に改める。

第九条中第三項を第六項とし、第二項の次に次

の三項を加える。

3 評議委員会は、その所掌事務を遂行するため施することができます。独立行政法人その他の法人

（人格のない社団又は財団）で代表者又は管理人

の定めのあるものを含む。）又は学識経験を有す

る者に対し、必要な調査を委託することができ

る。

4 評議委員会の委員は、国立大学法人等の教育研究並びに組織及び運営に関し高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

5 評議委員会は、会議の議事録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条に規定する不開示情報に該当するものについては、この限りでない。

第十一条第二項中「別表第一」の第四欄に定める員数を「十人」に改める。

第十二条第二項中「第一号」を「次」に改め、「及び二号」に掲げる委員各同数を削り、同条第三項中「前項各号」を「前項」に改め、「学長又は」を削り、同条第八項中「監事は」の下に、「当該国立大

学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。」を「中期計画」に改める。

第十三条第二項中「第一号」を「次」に改め、「及び二号」に掲げる委員各同数を削り、同条第三項中「前項各号」を「前項」に改め、「学長又は」を削り、同条第八項中「監事は」の下に、「当該国立大

学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。」を「中期計画」に改める。

第十四条第二項中「第一号」を「次」に改め、「及び二号」に掲げる委員各同数を削り、同条第三項中「前項各号」を「前項」に改め、「学長又は」を削り、同条第八項中「監事は」の下に、「どこと

り上げ、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第六項に次の二項を加える。

6 学長は、経営協議会の委員の名簿を作成し、これを公表するものとする。

第十五条第一項第六号中「前号までを一号ずつ繰り下げる」と「前号までを一号ずつ繰り下げる」と

「中期計画及び年度計画」に、「前条第四項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

第十六条第二項中「別表第一」の第四欄に定める員数を「七人」に改める。

第十七条第一項第一号中「前号までを一号ずつ繰り下げる」と「前号までを一号ずつ繰り下げる」と

「中期計画」に改める。

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

第五条に次の二項を加える。

四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

六 機構長は、教育研究評議会の評議員の名簿を作成し、これを公表するものとする。

第二十二条第一項第六号中「技術に関する研究の成果の活用を促進する」を「第二号から前号までの業務に関する」に改め、同条第四項中「定める」の下に「どことにより、国立大学法人が定める」を加える。

第二十三条第二項中「別表第一」の第四欄に定める員数を「七人」に改める。

第二十四条第二項中「別表第一」の第四欄に定める員数を「七人」に改める。

第二十五条第一項第一号中「前号までを一号ずつ繰り下げる」と「前号までを一号ずつ繰り下げる」と

「中期計画」に改める。

第二十六条第二項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「大學共同利用機関」との下に、「同条第九項中「学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織」とあるのは「大學共同利用機関」と、同条第十項中「当該国立大学の学部、研

究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織」とあるのは「當該大學共同利用機関」と

「中期計画及び年度計画」に改め、同項第一項第一号中「前号までを一号ずつ繰り下げる」と「前号までを一号ずつ繰り下げる」と

「中期計画」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第三号を同項第二号と

り上げ、同項を同条第三項とし、同条第五項を同

条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第六項に次の二項を加える。

六 機構長は、経営協議会の委員の名簿を作成し、これを公表するものとする。

第二十八条第二項第一号中「前号までを一号ずつ繰り下げる」と「前号までを一号ずつ繰り下げる」と

「中期計画及び年度計画」に、「前条第三項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第五号から第七号までを「一号ずつ繰り下げる」と「前号までを一号ずつ繰り下げる」と

「中期計画及び年度計画」に、「前条第三項第一号」を「前条第三項第一号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第一号を「前号までを一号ずつ繰り下げる」と「前号までを一号ずつ繰り下げる」と

を加え、同条の表第十四条第三項の項中「国立大学法人法第十二条第七項」を「国立大学法人法第十二条第八項」に改め、同表第三十一条第一項の項中「前条第一項の認可を受けた」に、「国立大学法人法第三十一条第一項」を「国立大学法人法第三十二条第一項の届出をした」に改め、同表第三十二条第二項の項中「国立大学法人法第三十二条第一項の認可を受けた後」を「国立大学法人法第三十二条第一項の届出をした後」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十二 条第三項	当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）
--------------	----------------------------------

第三十五条の表第四十四条第三項の項を次のように改める。

第四十四 条第三項	第三十条第一項 の認可を受けた	国立大学法人 法第三十二条 第一項の届出 をした
第三十六条第二号中、「第三十一条第一項」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。 第六章中第四十一条を第四十二条とする。 第四十条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第四十一条とする。 第三十九条を第四十条とする。 第三十八条を第三十九条とする。 第五章中第三十七条を第三十八条とする。 第三十六条の次に次の二条を加える。 (資金の確保等)	変更の認可を受けた	変更の届出をした

第二項に規定する認証評価機関による国立大学法人に対する評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

附則第二条第三項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

別表第一中「別表第一（第二条、第四条、第十

四条、附則第三条、附則第十五条関係）を「別表第一（第一条、第四条、附則第三条、附則第十五条

関係」と改める。

別表第一の第四欄を削る。

別表第一の備考第四号を削る。

別表第一中別表第一（第二条、第五条、第二十

四条、附則第三条関係）を「別表第一（第一条、第二条、第十

五条、附則第三条関係）に改める。

別表第二の第四欄を削る。

第三十七条 国は、国立大学法人の教育研究水準の向上を図るため、学校教育法第六十九条の三

平成十五年五月二十七日印刷

平成十五年五月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E